

海洋基本計画に基づく工程表(平成28年度改訂版)

- 海洋基本計画第3部において、

海洋基本計画に掲げる諸施策を実施し、海洋立国日本の目指すべき姿を実現していくためには、本計画策定後、各施策についての工程表の作成とこれに基づく事業等の計画的な実施、(中略)の具体的な取組を進めていくとともに、実施状況等の評価に基づき、選択と集中を図りながら、また、事業等の重複を排除しつつ、効果的にこれを進めていくことが重要である。

とされていることを踏まえ、参与会議において各施策の実施状況の評価(フォローアップ)を行うため、工程表を作成。

- 今後の国際情勢や技術開発の動向を踏まえ、また参与会議のご意見を踏まえつつ、工程表の内容を適宜ローリングしていく予定。

これまでの工程表どおりの施策

主な修正個所

現時点では具体化されていない、将来的な見通し

0

1 海洋資源の開発及び利用の推進

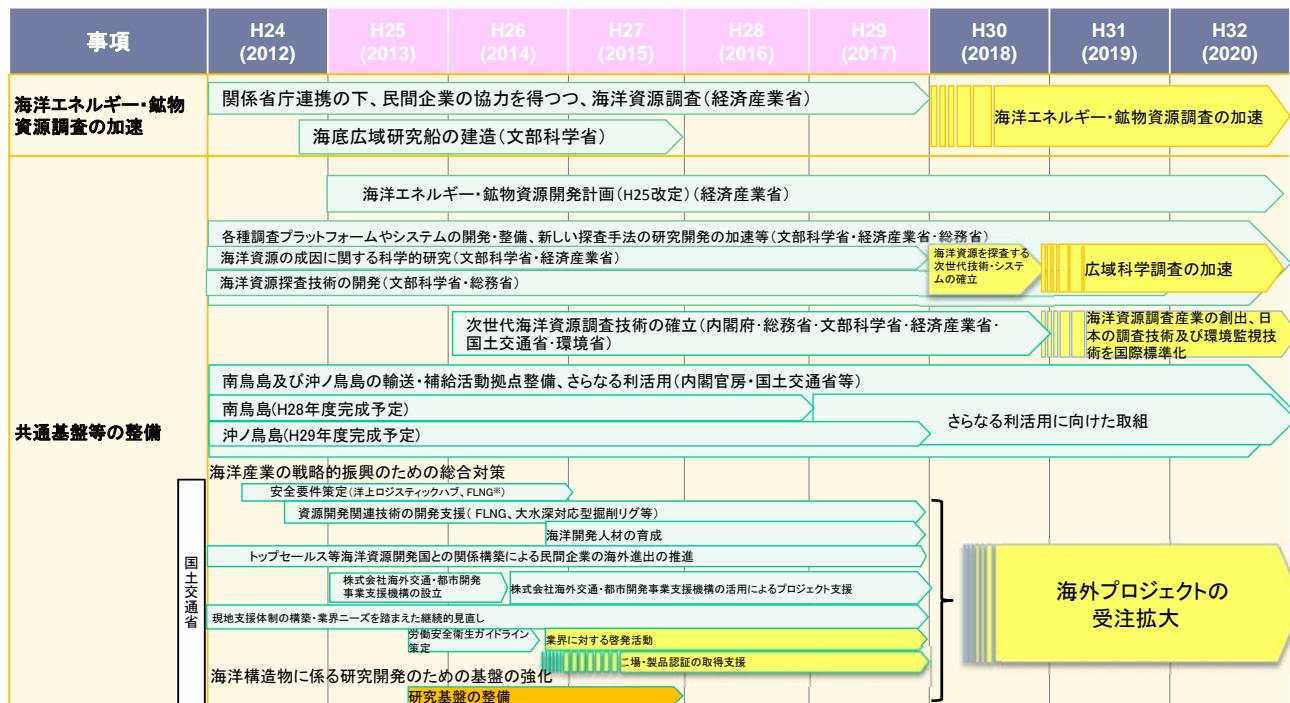
第2部 1(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進(1/3)

(ア) 海洋エネルギー・鉱物資源調査の加速

海洋基本計画 ➤ 関係省庁連携の下、民間企業の協力を得つつ、海洋資源調査を加速。

(イ) 共通基盤等の整備

海洋基本計画 ➤ 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」改定について、関係省庁連携の下、必要に応じ所要の措置を講じる。広域調査研究船・有人潜水調査船等を開発・整備。産業化推進のため、成果を集約し先端技術を結集。遠隔離島の活動拠点を整備し、利活用に向けて検討。資源の確保をより戦略的に進める。



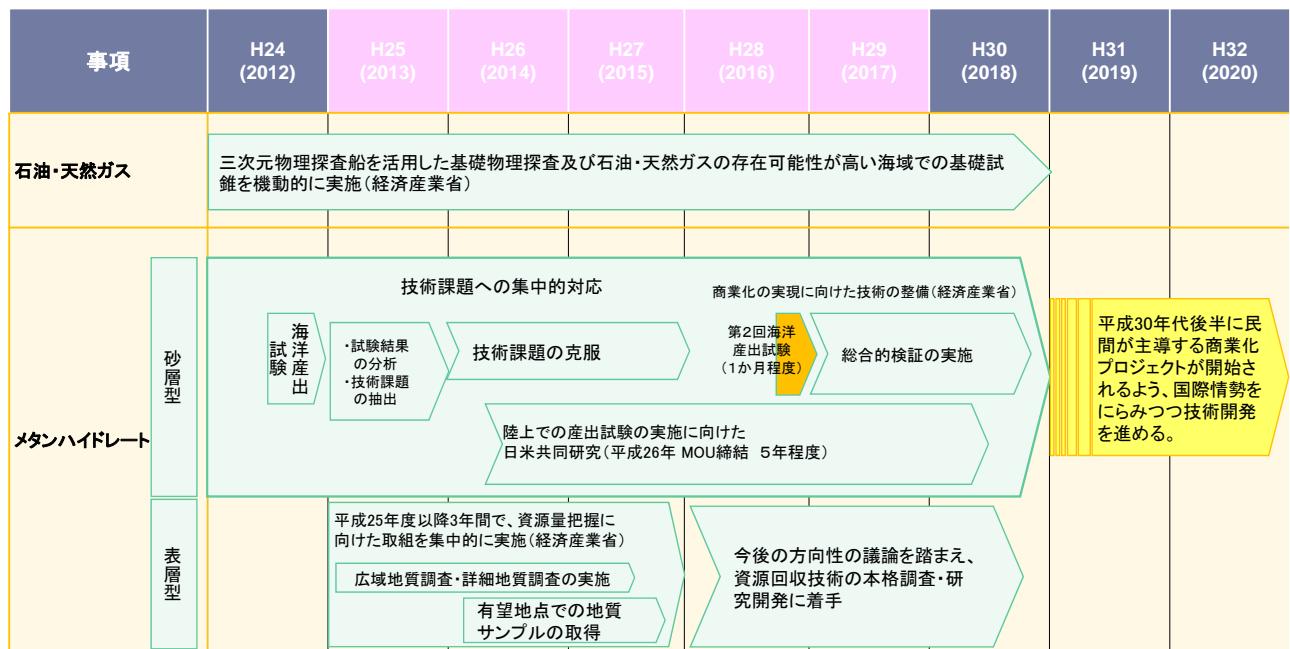
第2部 1(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進(2/3)

(ウ) 石油・天然ガス

海洋基本計画 ➤ 三次元物理探査船を活用した基礎物理探査等の実施。新潟県佐渡南西沖の基礎試錐の成果等を民間に引き継ぎ、探鉱活動を推進。

(エ) メタンハイドレート

海洋基本計画 ➤ 平成30年度を目指し、商業化の実現に向けた技術を整備。30年代後半に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を推進。平成25年度以降3年間程度で、日本海側を中心に存在が確認された表層型の広域的な分布調査等に取り組む。



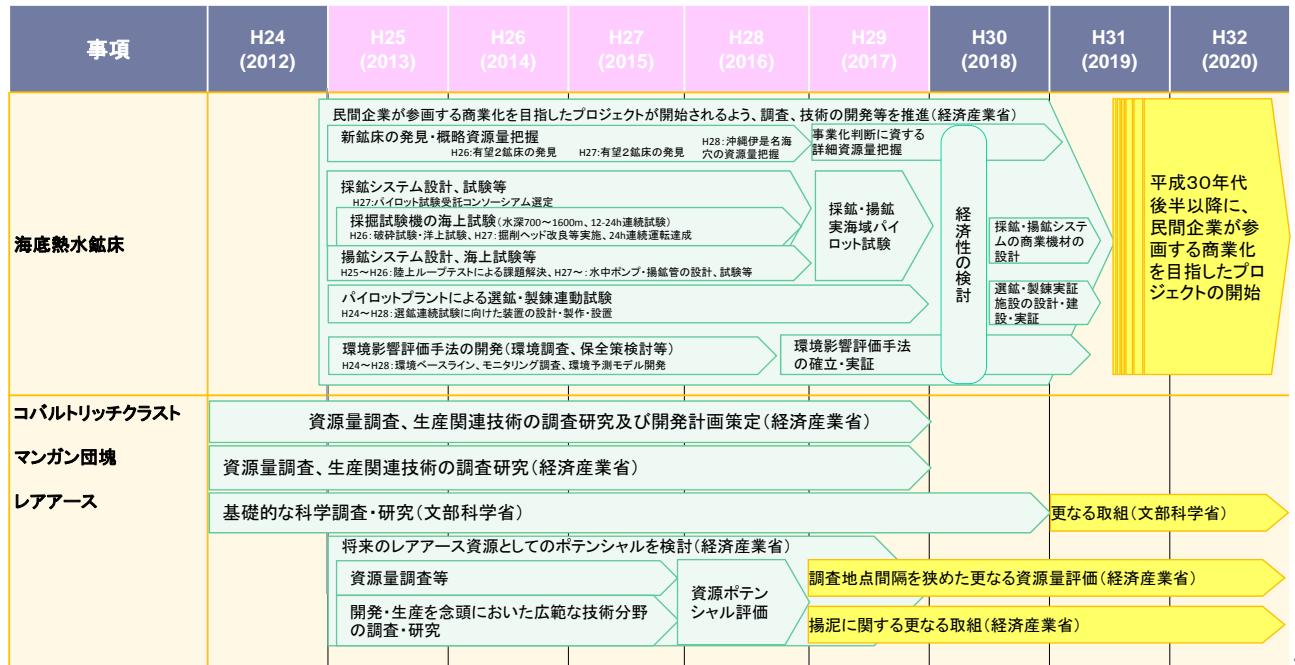
第2部 1(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進(3/3)

(オ)海底熱水鉱床

海洋基本計画 ➤ 平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、既知鉱床の資源量評価、新鉱床の発見と概略資源量の把握、探鉱・揚鉱に係る機器の技術開発、環境影響評価手法の開発等を推進とともに、その成果が着実に民間企業による商業化に資するよう、官民連携の下、推進する。

(カ)コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊、レアアース

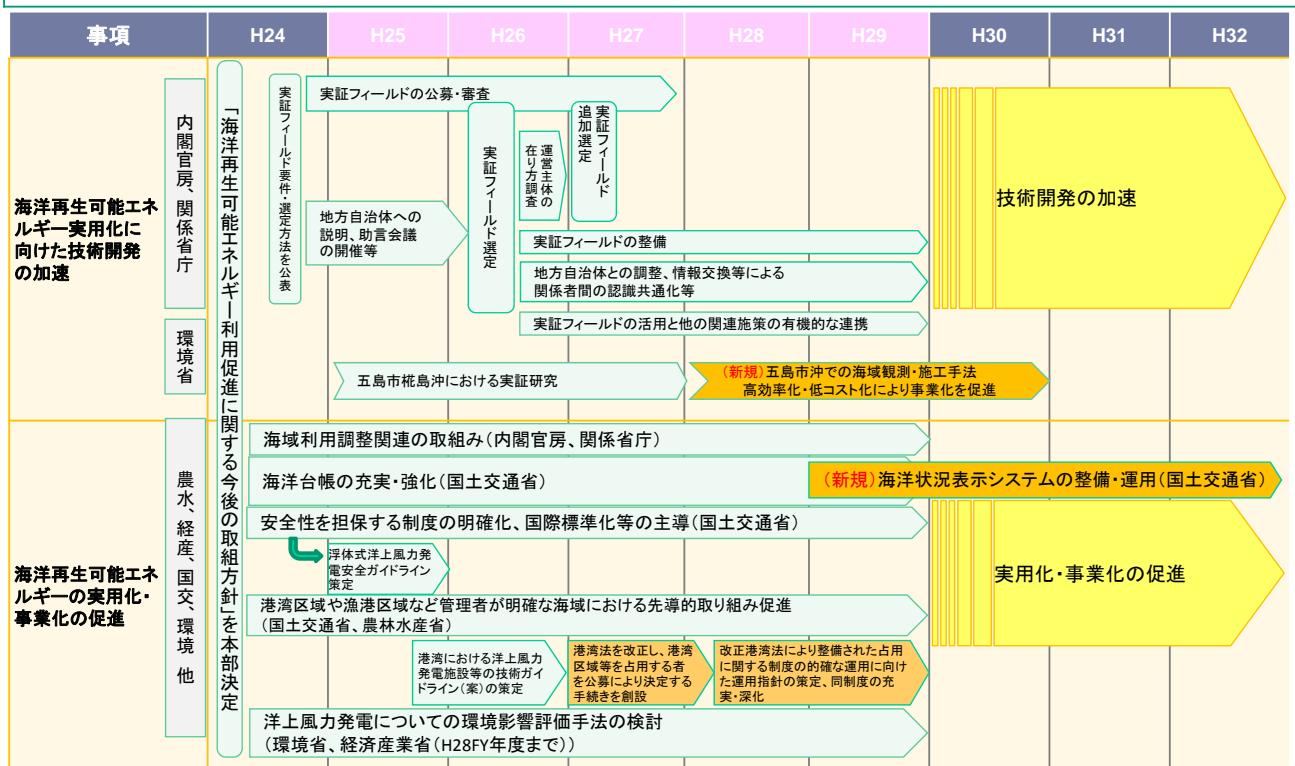
海洋基本計画 ➤ コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊の資源量調査と生産関連技術について調査研究。コバルトリッチクラストについては、開発計画も策定。
➢ レアアースを含む海底堆積物については、基礎的な科学調査・研究。また、平成25年度から3年間程度で、概略資源量・賦存状況調査を行い、将来の開発・生産を念頭に広範な技術分野の調査・研究を実施。



第2部 1(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進(1/4)

(ア)海洋再生可能エネルギー実用化に向けた技術開発の加速、(イ)海洋再生可能エネルギーの実用化・事業化の促進

海洋基本計画 ➤ 実証フィールドの整備及び技術開発施策等との連携。実海域に出るための技術的課題評価の仕組みの検討。
➢ 海域利用調整にあたっては地方公共団体の役割との認識の下、調整し、協調メニューなどを通じ関係者間の認識を共通化。法制度整備の検討。情報基盤としての海洋台帳の充実・強化。
➢ 港湾区域等における先導的な取り組み促進。安全基準の明確化、国際標準策定の主導、洋上風力発電についての環境影響評価手法の検討、作業船やインフラの整備方策についての検討。



第2部 1(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進(2/4)

(ウ) 海洋再生可能エネルギー普及のための基盤・環境整備

海洋基本計画 ➤ エネルギー政策全体の方向性と整合を取りつつ、海洋再生可能エネルギーの普及を戦略的に進めていく施策について、施策の目標の在り方も含めて総合的に検討する。
➤ 海洋再生可能エネルギーの買取価格については、実用化の見通しが立ち、費用の検証が可能になった段階において、国民負担にも配慮しつつ検討・決定する。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋再生可能エネルギー普及のための基盤・環境整備		国民への普及啓発(関係各省)							

第2部 1(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進(3/4)

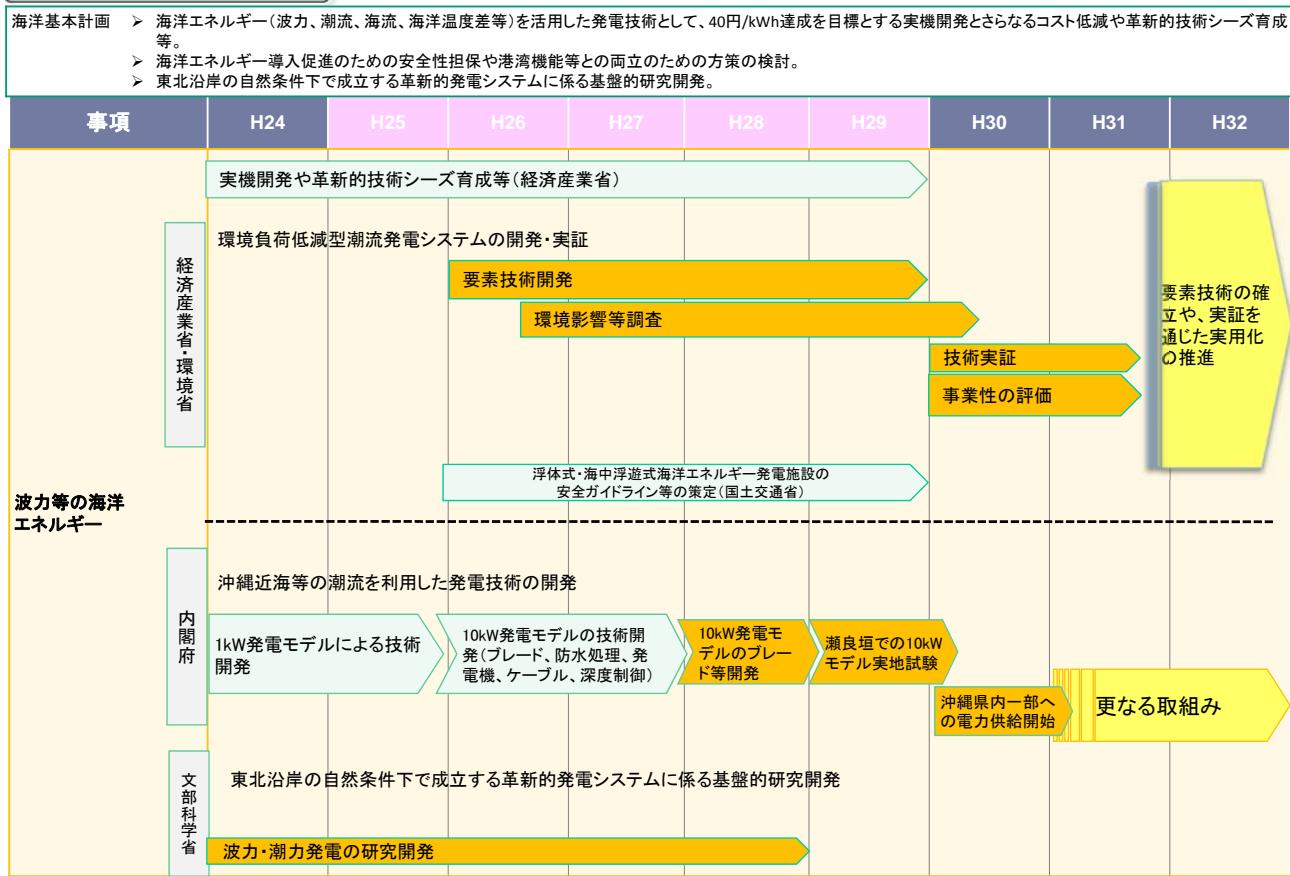
(エ) 洋上風力発電

海洋基本計画 ➤ 技術開発の推進、安全基準の整備、インフラ整備、先導的な取組。

事項	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
経済産業省	洋上風力発電の技術研究開発 着床式 北九州沖 設計・製作・設置 2.4MW実証機での実証研究 安全性・信頼性・経済性の評価								
	浮体式 (福岡沖) 設計・製作・設置 2MW実証機での実証研究 安全性・信頼性・経済性の評価								
	五島市沖における実証研究 環境調査 設置 100kW試験機での実証研究 設置 2MW実証機での実証研究 事業性等の評価								
環境省	浮体式 設置 2MW×3基での施工手法の高効率化・低コスト化により事業化を加速 (新規)五島市沖での浮体式洋上ウインドファーム事業の促進								
国土交通省	導入円滑化に向けた仕組みの構築 着床式 安全ガイドライン策定 港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)の策定								
	導入可能区域を港湾計画に位置づけ 港湾法を改正し、港湾区域等占用する者を公募により決定する手続きを創設 改正港湾法により整備された占用に関する制度の的確な運用に向けた運用指針の策定、同制度の充実・深化								

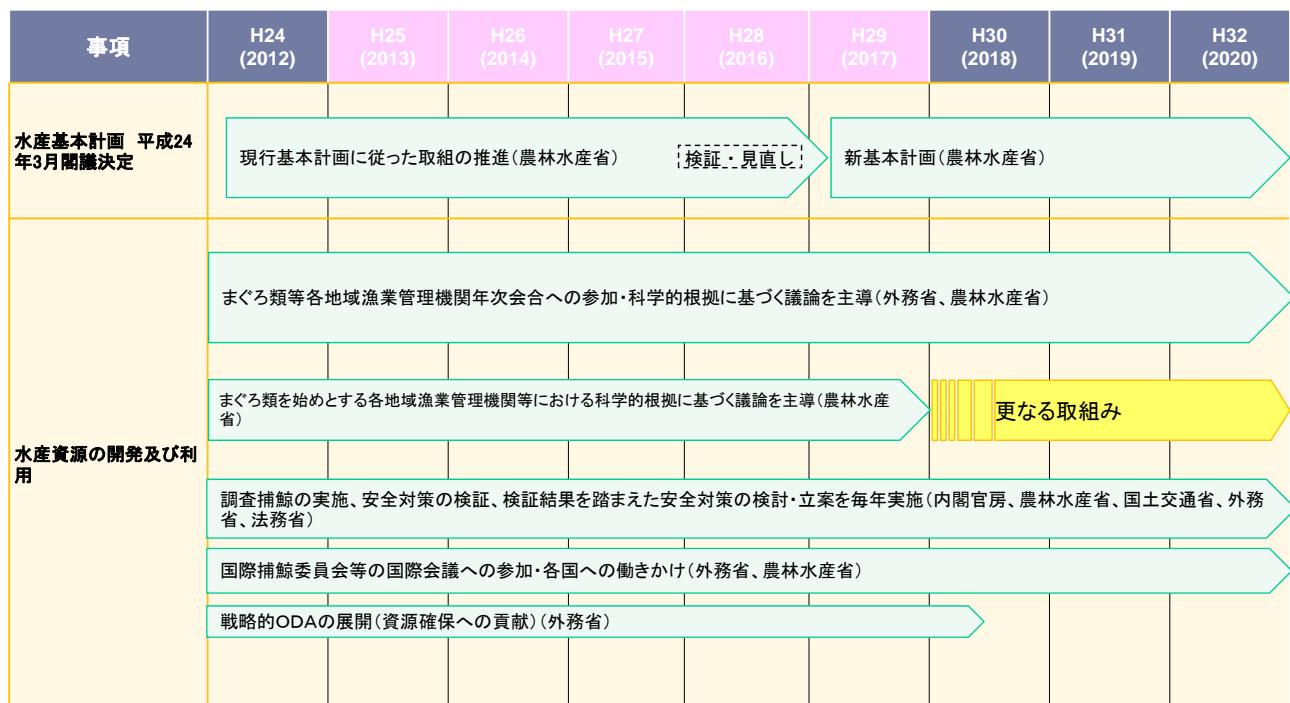
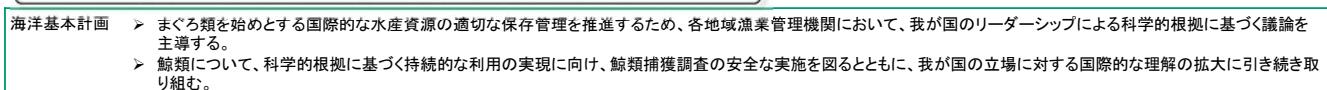
第2部 1(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進(4/4)

(オ) 波力等の海洋エネルギー



第2部 1(3)水産資源の開発及び利用(1/3)

ア 水産資源の適切な管理及び水産動植物の生育環境の保全等



第2部 1(3) 水産資源の開発及び利用(2/3)

ア 水産資源の適切な管理及び水産動植物の生育環境の保全等

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化し、水産資源管理をより一層推進するため、我が國漁船の操業機会を確保するとともに、国・地域別の適切な漁獲割当量・許可隻数などの保存管理措置の適切な設定とその遵守の徹底を図り、国際的な資源管理を推進する。 ➢ 基本的に全ての漁業者の参加を得て、資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を全国的に推進。 ➢ 資源に関する調査研究の充実のため、漁獲データの効率的かつ迅速な収集体制を構築し、国と都道府県による海洋観測データ等の収集体制を維持するとともに、資源動向の把握に必要な海洋環境を予測する手法の開発に取り組み、資源評価等の精度の向上を図る。 ➢ 赤潮による養殖被害の防止・軽減を図るため、海洋環境の変動による新たな赤潮の発生機構の解明等の研究開発を推進する。 ➢ 海洋の生態系や生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の調和を図るべく、海鳥、ウミガメ等の混獲の影響評価の実施や混獲回避技術の向上・普及を推進するとともに、資源の保存・管理の手法の一つとして必要な日本型海洋保護区の設定及び管理の充実や、水産資源の希少性評価に取り組む。 ➢ 水産業を支える調査・研究、技術開発を充実するため、国、水産総合研究センターを始めとする独立行政法人、都道府県の試験機関、大学、民間企業等の産学官連携を図り、資源管理の推進、漁業振興、持続的な養殖、漁船の安全性の確保等に関する研究・技術開発を効果的、効率的に推進する。また、海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究を着実に推進する。 ➢ 資源管理のルールの遵守を担保し、資源管理の効果を上げるために、違反操業の効率的な監視・取締りを実施する。 ➢ 我が国の領海及び排他的経済水域において、外国漁船の違法操業が悪質化、巧妙化しているため、監視・取締体制を強化する。
--------	---



第2部 1(3) 水産資源の開発及び利用(3/3)

イ 漁場の生産力の増進等

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 沖合漁場整備や藻場・干潟の保全造成の推進 ➢ (ノリの色落ち対策として)栄養塩を供給できるレベルに漁場の水質を維持・管理する手法の開発等。 ➢ 水産業・漁村の多面的機能の発揮
漁場の生産力の増進等	<p>冲合漁場整備や藻場・干潟の保全造成の推進(農林水産省)</p> <p>沿岸海域の栄養塩管理技術の開発等(農林水産省)</p> <p>開発された技術の普及・啓蒙等(農林水産省)</p> <p>水産業・漁村の多面的機能の発揮(農林水産省)</p>

2 海洋環境の保全等

12

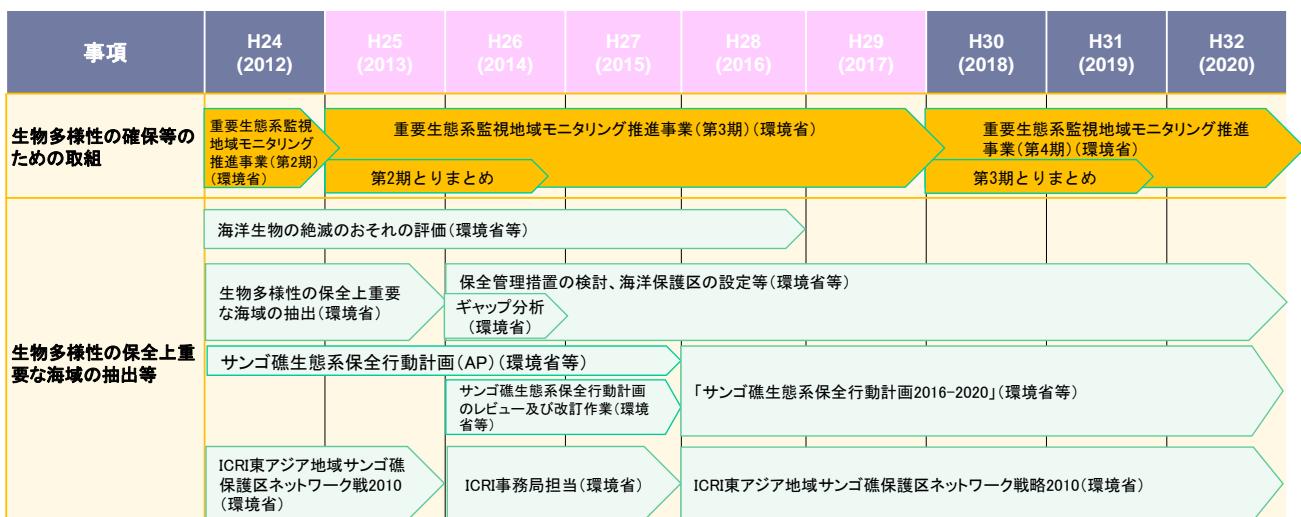
第2部 2(1)生物多様性の確保等のための取組(1/2)

(ア)生物多様性保全のための戦略的取組

海洋基本計画 ➤ 生物多様性国家戦略2012-2020に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を推進するとともに、愛知目標達成に向けた我が国の取組を着実に推進する。
➢ 関係府省連携の下、生物多様性条約(CBD)等の国際約束、国連持続可能な開発会議(RIO+20)成果文書等を適切に実施する。

(イ)生物多様性の保全上重要な海域の抽出等

海洋基本計画 ➤ 生物多様性の保全の観点から生態学的・生物学的に重要な海域を平成25年度までに抽出し、抽出された海域を踏まえ、海域ごとの生態系の特性や社会的・経済的・文化的な要因も考慮しつつ、海洋保護区の設定や管理の充実、海洋保護区のネットワーク化を推進する。
➢ 海洋生物多様性の保全に関する施策の立案や着実な実施等を図るため、平成28年度を目途に、海洋生物の絶滅のおそれの度合いを評価し希少な海洋生物に関する情報を整備する。また、絶滅のおそれのある海鳥の保護増殖を実施する。
➢ 生態系の特性に応じた生物多様性を確保する観点から、サンゴ礁生態系保全行動計画等の生態系の特性に応じた行動計画を実施する。特に東アジア地域でのサンゴ礁の保全を推進するため、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組みの下、「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010」を引き続き実施する。



第2部 2(1)生物多様性の確保等のための取組(2/2)

(ウ)海洋保護区の設定の適切な推進及び管理の充実

- 海洋基本計画
- 海洋保護区を、海洋生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的とした手法の一つとして、平成32年までに沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理することを目標に、関係府省連携の下、その管理の充実を図るとともに、海洋保護区の設定を適切に推進する。
 - 海洋保護区を資源の保存管理の手法の一つとして、その設定や管理の充実を推進し、海洋の生態系及び生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の両立を図る。
 - 持続可能な利用を目的とした我が国の海洋保護区の在り方について、日本型海洋保護区として国内外への理解の浸透を図る。
 - 国立・国定公園への指定、拡張を進めるとともに、優れた海中・海上の景観を有する国立・国定公園の海域については、海域公園地区として指定する。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋保護区の設定の適切な推進及び管理の充実	<2(1)再掲>								
	生物多様性の保全上重要な海域の抽出(環境省)		保全管理措置の検討、海洋保護区の設定等(環境省等) ギャップ分析(環境省)						
		国立・国定公園海域公園地区指定のための調査(環境省)							
	国立・国定公園の海域適正管理体制の構築(環境省)		国立・国定公園の海域の適正管理体制の強化、管理のための事業(環境省)						

14

第2部 2(2) 環境負荷の低減のための取組(1/4)

(ア)地球環境変動への取り組み

- 海洋基本計画
- 地球温暖化に伴う海水温の上昇、大陸氷床融解等による海面水位の上昇、海洋の酸性化による海洋生態系への影響等を把握するため、高精度な海洋観測を継続して実施する。また、これらの変動や変化を再現・予測するための数値モデルの高度化に取り組み、海洋環境に与える影響評価に関する研究を推進する。
 - 地球規模での環境問題解決のため、アルゴ計画、全球海洋観測システム(GOOS)、国際海洋炭素観測調整計画(IOCPP)、全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)、全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画等に参画し、国内外の関係機関と連携の下、海洋観測を含む地球環境変動研究を推進する。また、国際的な地球観測計画の策定・実施や地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を政策決定者等に提供する気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の活動に積極的に貢献する。
 - 海洋環境の国際的な連携・協力体制の強化を図るため、国連環境計画(UNEP)が進める「地域海行動計画」の一つである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や、東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)、地球海洋アセスメント(GMA)等への支援等を行う。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
地球環境変動への取り組み									
	海洋観測を含む地球環境変動研究、国際的な地球観測計画の策定・実施や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における地球環境問題の検討(文部科学省)								
	高精度な海洋観測の継続的な実施(国土交通省)								
	アルゴ計画をはじめ、国内外の関係機関と連携の下、海洋観測を含む地球環境変動研究を推進(国土交通省)								
	NOWPAPを通じた日本海及び黄海の海洋環境保全の推進への貢献(外務省、国土交通省、環境省)								

15

第2部 2(2)環境負荷の低減のための取組(2/4)

(イ)沿岸域等における取組

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域的な閉鎖性水域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等において、第7次水質総量削減(平成26年度)及び次期総領削減目標量達成に向けた取組を実施し、水質総量削減を進めるとともに、汚濁負荷削減対策、環境改善対策、環境モニタリング等を実施し「全国海の再生プロジェクト」を推進する。 ➢ 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮した上で、海岸保全施設等の整備に取り組む。 ➢ 河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進するため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等の取組を強化する。 ➢ 陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等污水処理施設の整備や高度処理の導入を進める。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
沿岸域等における取組									
	全国海の再生プロジェクトの推進(国土交通省、環境省等)								
	海洋汚染調査の推進(国土交通省)								
	海岸景観および生物の生息・生育環境等の保全に配慮した海岸保全施設の整備(農林水産省、国土交通省)								
	河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進(国土交通省)								
下水道等污水処理施設の整備や高度処理の導入(国土交通省)									

16

第2部 2(2)環境負荷の低減のための取組(3/4)

(ウ)海洋汚染の防止

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「ロンドン条約96年議定書」により「海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、廃棄物の海洋投入処分が原則禁止となったことを受け、新たに導入された許可制度について、適切に運用するとともに、法令の遵守にかかる適切な監視・モニタリング方法を開発する。 ➢ 國際海事機関(IMO)の海洋環境保護委員会(MEPC)などで扱われる「海洋汚染防止条約(マルポール条約)」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出並びに排油処理施設の確保など、適切な対応を図るとともに、バラスト水管理条約の発効に向けた準備を行う。 ➢ 油、有害液体物質等による「海洋汚染に関する国家緊急時計画」等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施、油汚染事故発生等の損害補償に的確な対応を図るなど、流出油等の防除体制を充実する。また、安全な船舶航行を実現するため、船舶事故等で発生する流出油の回収を実施する。 ➢ 我が國へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る
--------	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋汚染の防止									
	海洋投入処分に係る許可申請書及び監視結果報告の審査(環境省)								
	未査定液体物質の査定(環境省)								
	IBCコード改正 (環境省)								
	船舶油濁損害賠償保障法の的確な運用(国土交通省)								
	海洋環境モニタリング調査の実施(環境省)								
	船舶バラスト水規制管理条約の発効に向けた準備及び発効後の的確な運用(外務省、国土交通省、環境省)								
	船舶事故等で発生する流出油の回収(国土交通省)								
	国際会議への出席(船舶からの油、有害液体物質、廃棄物の排出等に関する国際的議論への参加)(外務省、国土交通省、環境省)								
	外国船舶油等防除対策費補助金による船舶油濁損害対策の推進(国土交通省)								
	脆弱沿岸海域図の更新(環境省)								

17

第2部 2(2)環境負荷の低減のための取組(4/4)

(工)放射能モニタリング

海洋基本計画 ➤ 海洋における放射線モニタリングについて、関係府省・機関の連携の下、海水、海底土、海洋生物のモニタリングを引き続き実施する。

(才) 海洋分野での温室効果ガス排出削減に向けた取組

海洋基本計画

- 港湾における温室効果ガス排出量を削減するため、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進するとともに、港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用、二酸化炭素の収入源拡大等の取組を進めると共に、港湾における低炭素化施策を総合的に推進する。
- 海運における省エネ及び温室効果ガス排出量を削減するため、船舶の革新的な省エネ技術等の研究開発・普及促進、革新的な省エネ型海上輸送システムの実証及び普及促進を行うとともに、優れた環境性能を有する天然ガスを燃料とした船舶の早期実用化、普及促進に取り組む。
- 海底下二酸化炭素貯留については、事業者が実施する環境影響評価の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系及び海水と底質の化学的性の調査を実施する。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
放射能モニタリング									
	放射能調査の推進(国土交通省、環境省)								
	陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進、港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用、二酸化炭素の収入源拡大(国土交通省)(環境省連携事業含む)								
	船舶に係る省エネ・省CO2技術等の研究開発、省エネ船等の普及促進(国土交通省)								
海洋分野での温室効果ガス排出削減に向けた取組			CO2の海底下廃棄に係る潜在的環境影響のための生態系及び海水の化学的性状のベースライン把握(環境省)						
		CO2の海底下廃棄に係るCO2漏出検知技術(トレーサー・物理探査等)の検討(環境省)			CO2の海底下廃棄に係る適正なモニタリング技術の適用方法の確立				

3 排他的経済水域等の開発等 の推進

第2部 3(1)排他的経済水域等の確保・保全等

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する。 ➢ 東シナ海等においては、排他的経済水域等について、我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題に対応し、国際法に基づいた解決に向けて全力を尽くし、排他的経済水域等における我が国の権益を確保する。東シナ海資源開発に関する平成20年6月の日中両政府の合意は、その実施に必要な国際約束締結交渉が平成22年9月以降中断されており、我が国としては、平成20年6月の合意が早期に実施されるよう、あらゆる機会を通じて、中国側に対して交渉の早期再開を働きかけていく。 ➢ 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全のため、低潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、低潮線の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した巡視、空中写真の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調査を実施する。
--------	---

事項	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
排他的経済水域等の確保・保全等	大陸棚の限界の設定に向けた対応 内閣官房、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 大陸棚限界委員会から勧告受領	○ ○ ○ ○ ○ ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

※1 7月4日決定。内容は以下のとおり。
①四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域については、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
②小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国との間における必要な調整に着手し、当該調整を終了後、法第2条第2号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
③九州・パラオ海嶺南部海域については、「大陸棚の限界に関する委員会」により早期に勧告が行われるよう努力を継続する。

20

第2部 3(2)排他的経済水域等の有効な利用等の推進

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広大な排他的経済水域等の有効な利用や、海洋産業の振興と創出を図るため、海域の特性に応じて、水産資源の持続的利用の確保、海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進、海洋再生可能エネルギーの利用促進等に取り組む。
--------	---

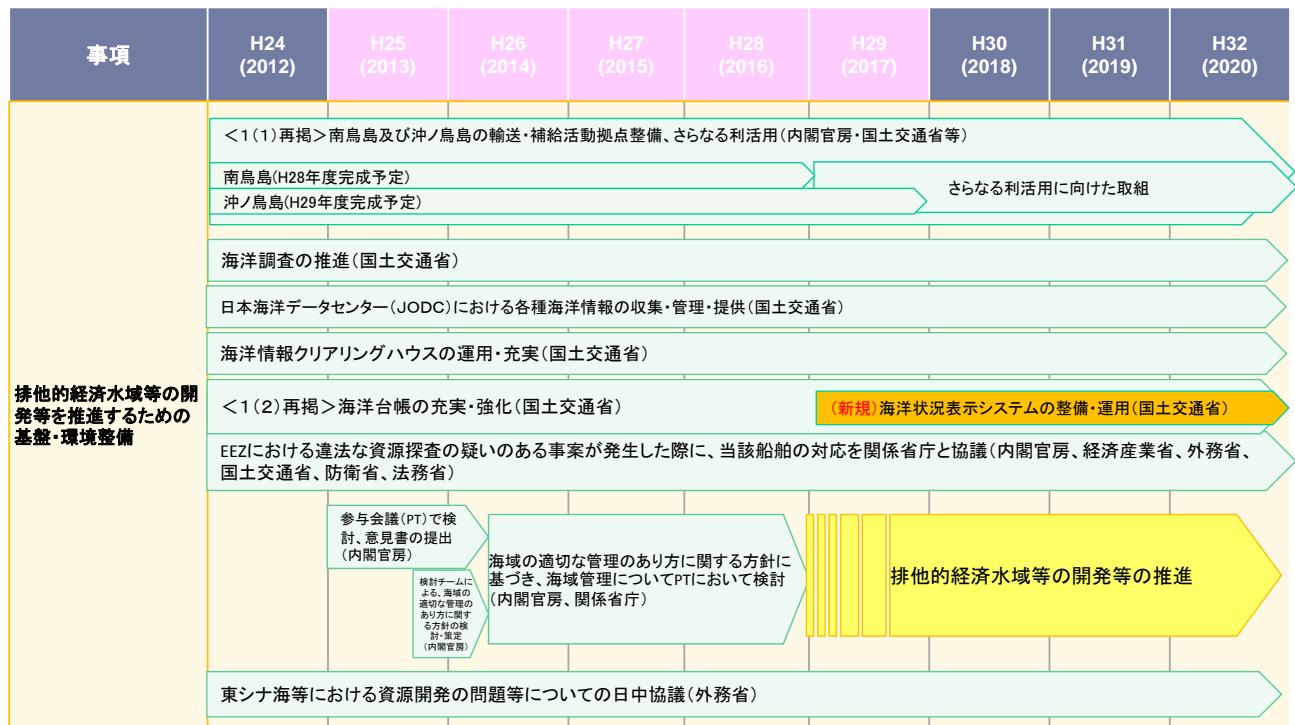
事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
排他的経済水域等の有効な利用等の推進									

東シナ海等における資源開発の問題等についての日中協議（外務省）

21

第2部 3(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋資源の開発・利用や海洋調査等が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、遠隔離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において輸送や補給等が可能な活動拠点を整備する。 ➢ 排他的経済水域等の開発、利用、管理等の円滑な推進に必要となる基盤情報を整備するため、海洋調査を推進するとともに、海洋情報の一元化と公開に取り組む。 ➢ 排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止等を図るため、外国海洋調査船等による鉱物資源の探査や科学的調査の実施等について、関係省庁が相互連携し、適切に対応する。
--------	---

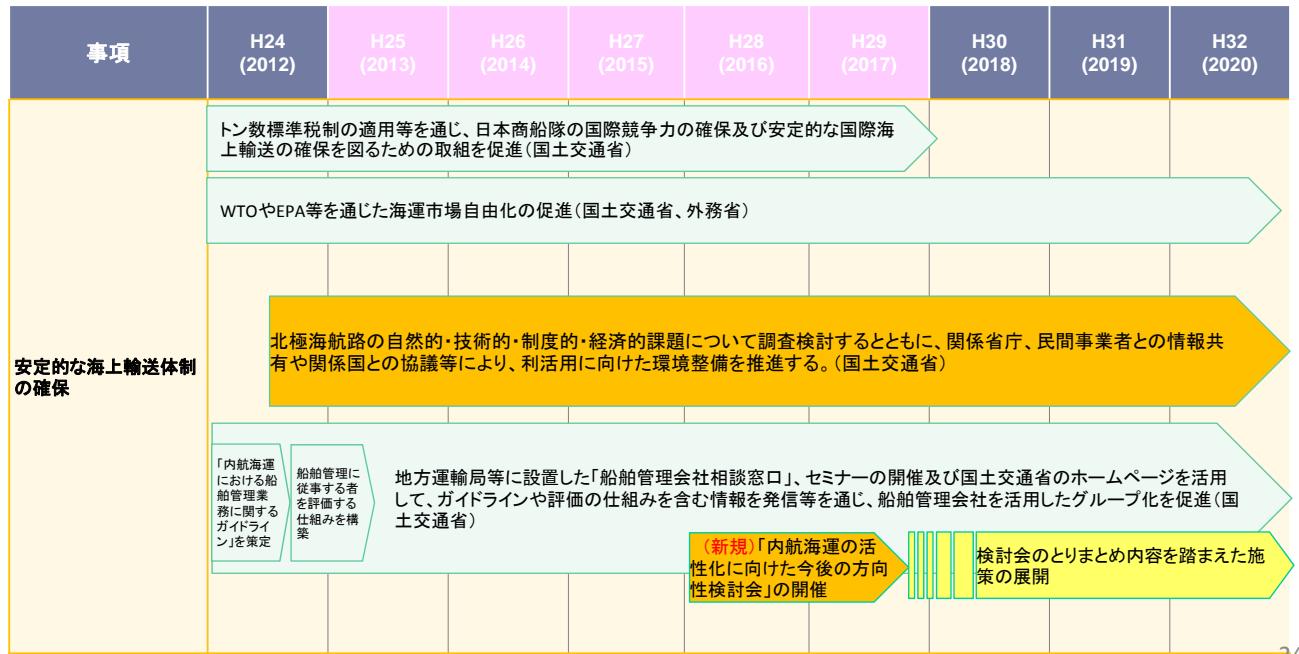


22

4 海上輸送の確保

第2部 4(1)安定的な海上輸送体制の確保

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図るとともに、日本人外航船員の数を平成20年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組を引き続き促す。 ➢ 公平な条件下で競争を行う環境整備として、交渉参加国が高いレベルの自由化約束を行うことを目指し、世界貿易機関(WTO)や経済連携協定(EPA)等における海運サービス分野の交渉に取り組む。 ➢ 近年注目されている北極海航路の活用の可能性について、関係国との協議等を進めるとともに、海運事業者や荷主等と連携し、航路が開く可能性、技術的課題、経済的課題等を検討する。 ➢ 内航海運の安定的な輸送を確保するため、国際的な慣行となっているカボタージュ制度を維持するとともに、老齢船の代替建造、船舶管理会社を活用したグループ化を促進する。
--------	---



24

第2部 4(2)船員の確保・育成

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海運事業者が運航する船舶の活用による、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡大及び内航海運への導入 ➢ 内航船の運航実態に即した実践的な乗船訓練を可能とする内航用練習船の導入 ➢ 計画的に新人船員の確保・育成に取り組む事業者を支援
--------	--

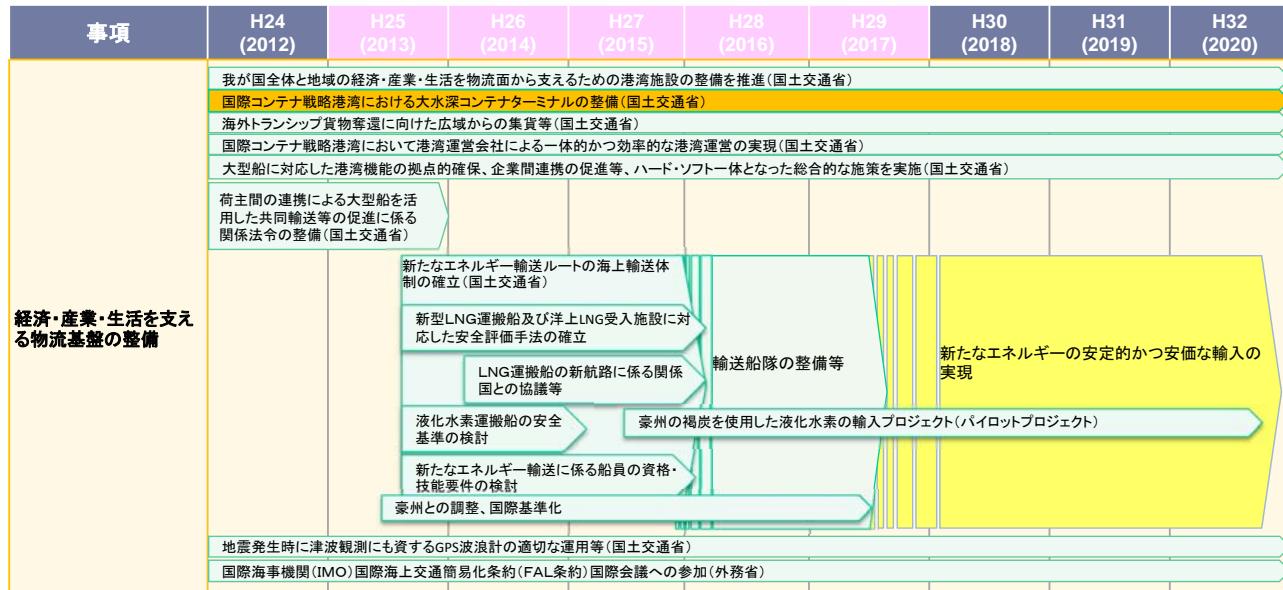


25

第2部 4(3)海上輸送拠点の整備(1/2)

(ア)経済・産業・生活を支える物流基盤の整備

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナル、迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル、地域の産業の特性や輸送ニーズに応じた内貿ターミナル等の整備を推進するとともに、これらへのアクセス道路網を整備する。 ➢ 我が国と北米・欧州等を直接結ぶ国際基幹航路を維持・拡大するため、国際コンテナ戦略港湾(阪神港、京浜港)において、ハブ機能強化に向けたコンテナターミナル等のインフラ整備、フィーダー輸送網強化による貨物集約、港湾運営の民営化など、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を集中して実施し、その機能強化を図る。 ➢ 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現を目指し、我が国の産業競争力の強化、雇用の創出及び所得の海外流出防止の観点から、大型船の入港を可能とする拠点となる港湾の確保や企業間連携の促進を図り、国全体として効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークを形成する。 ➢ 港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪観測及び潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資するGPS波浪計を用いた観測を行う。 ➢ 輸出入及び港湾関連手續を効率的に実施するため、電子処理システムの機能を改善するなど、利用者の更なる利便性向上に取り組む。
--------	--



26

第2部 4(3)海上輸送拠点の整備(2/2)

(イ)循環型社会に対応した拠点整備

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 循環資源の物流ネットワークを形成するため、広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)に指定し、循環資源を取り扱う岸壁等の確保や運用等の改善を図るとともに、民間企業等によって設立されたリサイクルポート推進協議会との連携を進める。 ➢ 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物等について、可能な限り減容化するとともに、最終的に処分するための海面処分場を計画的に整備する。特に大阪湾圏域の廃棄物は大阪湾内の海面処分場で広域処理し、首都圏の建設発生土は港湾建設資源の広域利用促進システムの活用により、全国の用地造成等に用いる。
--------	---



27

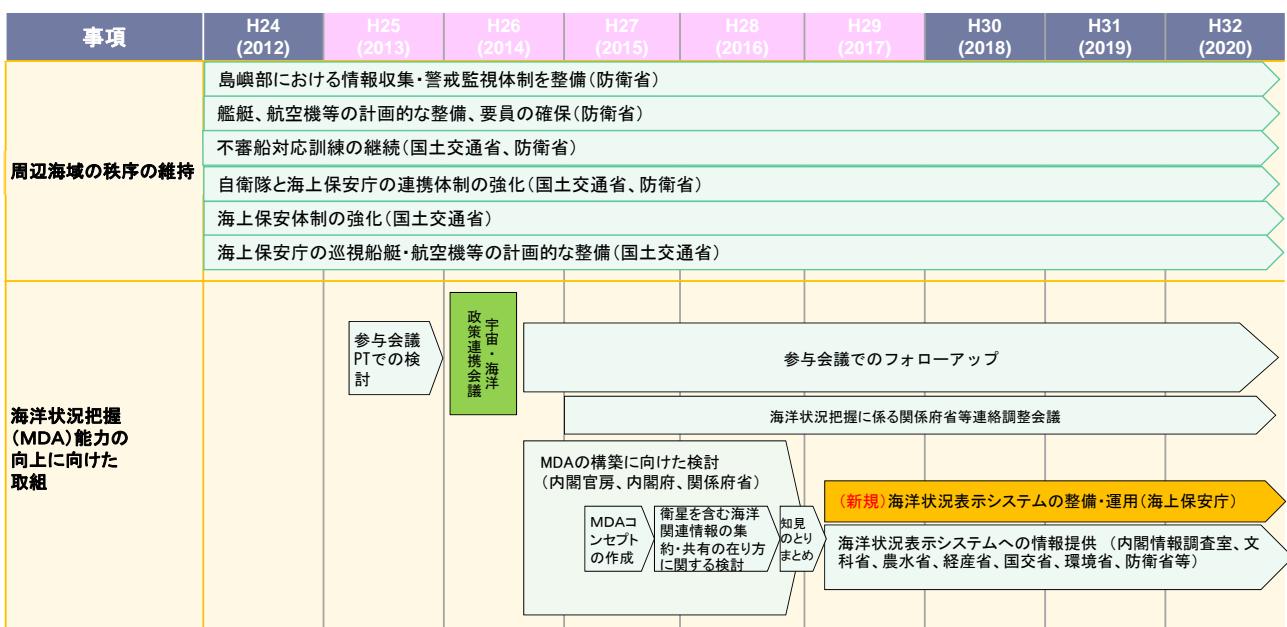
5 海洋の安全の確保

28

第2部 5(1) 海洋の安全確保や治安の確保(1/3)

(ア)周辺海域の秩序の維持

海洋基本計画	➢ 我が国周辺海域における広域的な常時監視体制や遠方・重大事案への対応体制の強化に努める。特に、領海等においてやむを得ない理由なく停留・はいかい等を行う外国船舶に対しては、国内法に基づき、適切に対処する。また、島嶼部における情報収集・警戒監視体制を整備するとともに、海上保安体制の強化に努める。
	➢ 海上保安庁の巡視船艇・航空機及び自衛隊の艦艇・航空機等の計画的な整備を進め、持続的な活動を確保するとともに、要員の確保に努める。また、不審船・工作船対応能力を維持・向上するため、不審船対応訓練を継続的に実施するとともに、情報収集分析体制の強化を図る。
	➢ 自衛隊と海上保安庁との連携体制の強化に努める。
	➢ 周辺海域を航行する船舶の動静を把握するため、関係行政機関等が保有する船舶の航行情報を一元的に管理・提供する枠組み、衛星を利用した海洋監視の在り方など、船舶動静把握の在り方について検討する。



第2部 5(1) 海洋の安全確保や治安の確保(2/3)

(イ)海上犯罪の取締り

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海上犯罪を未然に防止するため、引き続き監視・取締りを行う。特に、国内密漁事犯・外国漁船による違法操業、海域への廃棄物の投棄などの海上環境事犯に対する監視・取締り、薬物・銃器等の密輸・密航事犯の取締り・水際阻止に引き続き取り組む。 ➢ 治安を確保するための体制充実の観点から、関係機関間での連携の強化、海上保安庁の巡視船艇・航空機及び警察用船舶等の整備を実施する。 ➢ 我が国の沿岸や離島の安全を確保するため、治安維持活動に従事する要員の増員、装備資機材等の整備、海上保安庁・警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等を、より一層着実に推進する。 ➢ 密航監視哨を効果的に運用するほか、沿岸警備協力会と連携して各種対策に取り組む。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海上犯罪の取締り	海上保安庁の巡視船艇・航空機等の計画的な整備(国土交通省)								
	海上犯罪の監視・取締(国土交通省)								
	警察用船舶の整備(警察庁)								
	海上保安庁等と連携した上で尖閣諸島周辺海域における警戒活動への取組(警察庁)								
	密航監視哨の効果的な運用(警察庁)								

第2部 5(1) 海洋の安全確保や治安の確保(3/3)

(ウ)海賊対策等

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 國際社会と連携し、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を引き続き実施するとともに、海賊多発海域における日本籍船において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置について、その取組を推進する。また、国連ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)等を通じて、関係国との連携の強化を図る。さらに、ソマリア及びソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上及び海賊訴追・取締り能力向上のため、國際機関を通じた支援及び二国間での支援を引き続き実施する。 ➢ 航行援助施設の運用・整備に関する協力及び人材育成、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づく海賊情報の共有等を通じて、マラッカ・シンガポール海峡等における海賊対策、航行安全対策を実施する。 ➢ 海上におけるテロ対策として、関係機関が連携し、テロ関連情報の収集・分析、我が国に入港する船舶の安全確認、出入国管理情報システムの推進、水際におけるテロ対策、臨海部の原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する監視警戒を適切に実施するとともに、核燃料輸送船に対する警備体制の強化を図る。 ➢ 貨物検査法による措置の実効性を確保するため、関係行政機関と合同訓練等を実施するなど、緊密な連携を図る。 ➢ 海上輸送による大量破壊兵器の拡散を阻止するため、「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく海上阻止訓練等へ積極的に参加する。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海賊対策等	ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動を継続(防衛省)※								
	ソマリア沖海賊対策に関するコンタクト・グループ会合への参加(外務省)								
	海賊対処関連機関者協議への参加(外務省)								
	IMOの中西部アフリカ海上安全基金への拠出等を通じたギニア湾海賊対策(外務省)								
	海賊多発海域を航行する日本船舶において、小銃を所持した民間武装警備員による警備を行うことを可能とする船舶警備特措法を適切に運用し、海賊多発海域を航行する日本船舶の安全を確保(国土交通省)								
	アジア海賊対策地域協力協定総務会への参加(外務省)								
	アジア海賊対策地域協力協定情報共有センターの活動への貢献(外務省)								
	マラッカ・シンガポール海峡における灯浮標等の航行援助施設について調査(国土交通省)								
	マラッカ・シンガポール海峡・ソマリア沖・アデン湾における海賊対策(国土交通省)								
	海上におけるテロ対策(国土交通省)								
	PSIに基づく海上阻止訓練等へ積極的に参画(防衛省、警察庁)								

※新たな対処要項を作成し、平成27年7月24日から平成28年7月23日までの間、これまでに引き続き海賊対処行動を実施することとした。

第2部 5(2)海上交通における安全対策(1/2)

(ア)船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 船舶海難等の発生を未然に防止し、海運業における輸送の安全を確保するため、海運事業者の経営トップから現場まで一貫した安全管理体制の構築を目指す ➢ 運輸安全マネジメント制度の促進、監査業務の実施。 ➢ 國際機関での協議を通じ、船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準の策定と不断の見直しを行うとともに、検査の確実な実施、外国船舶の監督(PSC)や、海上安全の啓発等に取り組む。 ➢ 安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、我が国と国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路について、国が一体的に開発、保全及び管理に取り組む。 ➢ 船舶交通の安全と運航効率の向上を図るため、航行船舶の指標となる航路標識について、視認性、識別性を向上する等の高度化に取り組むとともに、整備等を推進する。 ➢ 電子海図・航海用刊行物を活用した船舶交通の安全性を向上するため、国際水路機関(IHO)における国際基準策定に積極的に参画し、利便性の高い航海安全情報の提供方法を検討するとともに、電子海図の情報充実と高機能化に取り組む。 ➢ 海況に関する情報を海洋速報により提供するほか、狭水道における潮流の観測体制及び情報提供体制を強化する。 ➢ 社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止するため、海上交通センター等による航行船舶の安全に必要な情報提供、船舶に対する指導等を行う。また、これらを適切かつ効果的に実施するため、同センターの機能充実を図る。 								
事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保	海運事業者の安全管理体制の構築のための運輸安全マネジメント評価の促進(国土交通省)	運航労務監理官による監査の実施(国土交通省)	日本船舶訪船指導(立入検査)(国土交通省)	国際機関における船舶の安全基準策定に関する協議(国土交通省)	大型コンテナ船の安全基準の確立に向けた取組(国土交通省)	国際的な運用	IMO理事会等への参加(外務省)	船舶の安全基準に関する国際条約等の制定・改正に対応する国内法整備(国土交通省)	安全かつ安定的な海上輸送を確保するための開発保全航路の開発、保全及び管理(国土交通省)
	航路標識の視認性、識別性の向上等整備を推進(国土交通省)	電子海図の情報充実と高機能化(国土交通省)	狭水道における潮流の観測体制の強化及び情報提供(国土交通省)	海図等による航海安全情報の提供(国土交通省)	三大湾における一元的な海上交通管制の構築(国土交通省)	東京湾における一元的な海上交通管制の運用	IoTやビッグデータ解析を活用した先進的な船舶、サービスの開発の推進と認証制度の構築(国土交通省)	普及に向けた取り組みの検討	32

第2部 5(2)海上交通における安全対策(2/2)

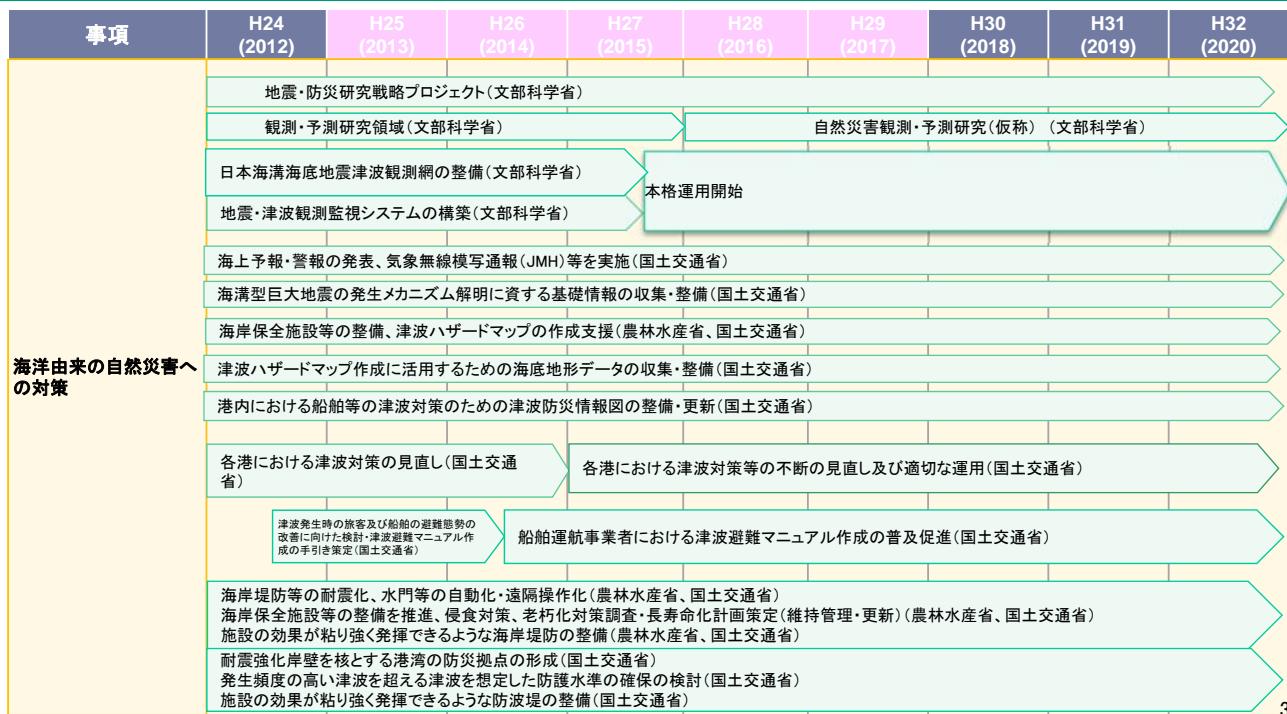
(ア)船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間団体・関係行政機関と密接に連携し、海難防止思想の普及・海難防止に関する知識の向上等を図るとともに、あらゆる機会を通じて法令順守・安全運航の徹底を指導するなど、海難防止対策を推進する。 																	
(イ)海難救助体制及び事故災害対策の強化等																		
海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海難救助等に迅速かつ的確に対応するため、巡視船艇・航空機の高性能化、装備・資機材、訓練・研修の充実による救助・救急能力の強化、漂流予測の精度の向上等に取り組み、海難救助体制の充実・強化を図る。また、民間救助組織との連携を図るとともに、近隣国の捜索救助機関との協議・訓練を定期的に実施し、連携を強化する。 ➢ 船舶火災や船舶に起因する海洋汚染、海上災害の被害を局限化するため、排出油防除体制及びその他防災体制の向上に努めるとともに、対応資機材の整備、合同訓練を実施する。 ➢ 効果的な排出油防除措置のため、沿岸海域の環境情報を示した脆弱沿岸海域図の整備、衛星画像を活用したモニタリングの整備、沿岸海域環境保全情報のインターネットによる提供(CeisNet)、関係機関との連携強化等を推進する。 ➢ 重大な海難事故が発生した場合、発生原因やメカニズムの明確のための調査・分析を行い、安全基準や運航管理体制の改善等、再発防止のための対策の立案を進めること。 																	

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保	関係省庁と連携した安全対策の検討及び効果的な施策の推進(国土交通省)	海上輸送の安全性向上のための周知・啓発(国土交通省)							
海難救助体制及び事故災害対策の強化等	海難救助体制の充実強化(国土交通省)	排出油防除体制及びその他防災体制の向上、対応資機材の整備、合同訓練の実施(国土交通省)	漂流予測精度の向上(国土交通省)	沿岸海域環境保全情報の提供(国土交通省)	重大海難事故発生時の原因等の調査・分析、安全基準や運航管理体制の改善、再発防止策の立案(国土交通省)	<5(2)再掲> 大型コンテナ船の安全基準の確立に向けた取組(国土交通省)	国際的な運用		

第2部 5(3)海洋由来の自然災害への対策(1/2)

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測を行うため、地震及び津波に関する調査・観測体制の強化や、観測網の整備を行うとともに、活断層や地質に関する情報の整備に取り組む。 ➤ 「津波防災地域づくりに関する法律」等に基づき、海岸保全施設等の整備や津波防護施設の新設・改良等のハード施策と津波災害警戒区域等の指定、津波ハザードマップの作成・見直し、津波防災総合訓練の実施などのソフト施策を組み合わせた多重防衛による津波防災地域づくりを推進する。 ➤ 東日本大震災を踏まえ、港内における船舶の津波等に対する安全対策を検討し、港則法による避難の勧告等を効果的に運用するとともに、港則法の特定港等に設置されている津波対策協議会による港内船舶の避難基準、避難時期の設定等の対策に取り組む。 ➤ 今後予想される南海トラフ巨大地震等の地震・津波被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林の整備等を進めるとともに、緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備等を推進する。また、津波天端を越流した場合であっても、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防、防波堤等の整備を推進する。
--------	---



34

第2部 5(3)海洋由来の自然災害への対策(2/2)

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東京湾、大阪湾、伊勢湾の三大湾を始めとする全国沿岸の都市、漁村の防災機能の強化、物流機能の維持・継続を図るため、人口・機能が集積する三大湾の港湾における発生頻度の高い津波を超える津波を想定した防護水準の確保の検討、岸壁、臨港道路の耐震化、アクセス道路の耐震化・多重量化、避難路・避難施設の整備、オーブンベースの確保、航路機能の確保、コンビナートの防災強化等を進めるとともに、基幹的広域防災拠点の管理等を適切に行う。 ➤ 大規模自然災害が発生又は発生する恐れがある場合、被災地方公共団体等が行う被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧及びその他災害応急対策に対する技術的な支援を行うため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。 ➤ 大規模災害時の輸送等に重要な役割を果たす内航海運について、地方公共団体と事業者等が連携して、緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備をすすめる。 ➤ 船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報(JMH)等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組む。
--------	---



35

6 海洋調査の推進

36

第2部 6(1)総合的な海洋調査の推進(1/2)

海洋基本計画	➢ 海洋調査の基盤となる海洋調査船、有人・無人調査システム等を着実に整備するとともに、新たな調査機器の開発、新技術の導入を推進する。 ➢ 地球温暖化、気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、世界気象機関(WMO)、ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO/IOC)等が進める国際的な海洋観測計画に参加し、海洋調査船による高精度かつ高密度な観測を実施するとともに、中層フロート等の自動観測システムの活用や水中グライダー等の最新技術の導入を進め、海水温、塩分、温室効果ガス濃度等の観測を着実に実施する。また、数値モデルを高精度化する等により、気候変動、海洋酸性化、海況(海水温、海流、海水)等の実態把握とその予測精度の向上を図るとともに、情報内容の充実に取り組む。さらに、これらの成果の幅広い利用を促進するため、「海洋の健康診断表」等での情報公開に取り組む。									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	
海洋調査の戦略的取組										

海洋の調査研究の基盤となる船舶等についての検討(文部科学省)

<2(2)再掲>海洋観測を含む地球環境変動研究、国際的な地球観測計画の策定・実施や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における地球環境問題の検討(文部科学省)

海洋調査船による高精度かつ高密度な観測、気候変動、海洋酸性化、海況等の実態把握とその予測精度の向上、「海洋の健康診断表」等での情報公開(国土交通省)

37

第2部 6(1)総合的な海洋調査の推進(2/2)

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋資源の開発、海洋権益の保全及び海洋の総合的管理に必要となる基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施する。海況に関する情報を海洋速報により提供するほか、狭水道における潮流の観測体制及び情報提供体制を強化する。 ➢ 我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率かつ効果的に実施するため、油分、重金属、内分泌かく乱物質等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境への影響を把握するとともに、パックグラウンド数値の経年変化を把握する。また、海域における放射性物質のモニタリングを実施する。 ➢ 閉鎖性海域の海洋環境モニタリングとして、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における水質調査を実施し、陸域から流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素及びリンの負荷量を把握する。 ➢ 海上交通の安全を確保するため、「海洋速報」として海況情報をインターネットで提供するとともに、船舶交通が輻輳する狭水道における潮流の観測体制と情報提供体制を強化する。 ➢ 海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、海象データの不足海域の解消・データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進め、漂流予測を正確に行う。 ➢ フレート境界における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波の発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、音波探査、津波地震性堆積物調査、地震断層の掘削調査等を実施する。 ➢ 港湾内の船舶の避難等の津波対策及び地方公共団体による津波ハザードマップ作成に活用するため、海底地形データを収集・整備するとともに、津波防災情報図の整備を推進する。 ➢ 火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、南方諸島及び南西諸島の海域火山を中心に航空機や衛星画像の活用等による定期的な監視、海洋調査船による海底地形、地質構造、海上重力及び地磁気の調査を実施する。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋調査の着実な推進	地殻変動の把握および海中・海底における深海底環境変動の継続的な観測を行うための技術開発及び先進的な基盤技術開発の推進(文部科学省)								更なる取組(文部科学省)
	<3(3)再掲>海洋調査の推進(国土交通省)								
	<2(2)再掲>海洋環境モニタリング調査の実施(環境省)								
	<2(2)再掲>海洋汚染調査の推進(国土交通省)								
	<2(2)再掲>放射能調査の推進(国土交通省、環境省)								
	海況情報のインターネット提供(国土交通省)								
	<5(2)再掲>狭水道における潮流の観測体制の強化及び情報提供(国土交通省)								
	海洋パックグラウンド汚染観測、流出油の漂流予測等(国土交通省)								
	<5(2)再掲>漂流予測精度の向上(国土交通省)								
	<5(3)再掲>海溝型巨大地震の発生メカニズム解明に資する基礎情報の収集・整備(国土交通省)								
	<5(3)再掲>津波ハザードマップ作成に活用するための海底地形データの収集・整備(国土交通省)								
	<5(3)再掲>港内における船舶等の津波対策のための津波防災情報図の整備・更新(国土交通省)								
	火山噴火予知に資する基礎情報の収集・整備(国土交通省)								

第2部 6(2)海洋に関する情報の一元的管理及び公開

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国及び地方公共団体による海洋調査で得られた情報を始め、国等が海洋政策を進める上で収集・整備した海洋情報について、一元的に管理・公開を行い、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図る。 ➢ 関係機関の協力の下、日本海洋データセンター(JODC)において各種海洋情報の収集・管理・提供を実施するとともに、海洋情報クリアリングハウスを引き続き運用し、その充実を図る。 ➢ 海洋情報の利用促進等の観点から、様々な海洋情報を可視化し情報の選択や重ね合わせ等を可能とする海洋台帳の充実と機能強化に取り組む。 ➢ 海洋情報の収集と解析処理のための共通プラットフォームの整備・運用。広く一般への情報提供の観点から、海洋科学技術に関する資料を広く収集・整理するとともに利便性を高める。 								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋に関する情報の一元的管理及び公開	海洋科学技術に関する各種データやサンプル等の収集・整理等の利用者への公開・情報提供(文部科学省)								更なる取組(文部科学省)
	<3(3)再掲>日本海洋データセンター(JODC)における各種海洋情報の収集・管理・提供(国土交通省)								
	<3(3)再掲>海洋情報クリアリングハウスの運用・充実(国土交通省)								
	<1(2)再掲>海洋台帳の充実・強化(国土交通省)								

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

40

第2部 7(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進(1/4)

(ア) 地球温暖化と気候変動の予測及び適応に関する研究開発

海洋基本計画	> 海洋と大気の相互作用、海洋の循環やそれに伴う熱輸送・炭素循環、海洋が吸収する二酸化炭素の増加に伴う海洋の酸性化や、それによる海洋生態系への影響などを解明するための観測、調査研究等の強化。 > 地球温暖化と長期的な気候変動の不確実性の量定化を進めるとともに、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備する。また、地球温暖化と長期的な気候変動への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、数値モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、調査研究等を充実させる。 > 北極域、黒潮流域など、我が国の気候への影響が大きいと考えられる地域や、南大洋を含む南極域等における観測、調査研究等を推進する。特に、北極域の観測、調査研究等については、近年、地球温暖化に伴う北極海氷の融解によって北極海航路の利用に関する世界的な関心が高まっていることなども踏まえて行う。								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
地球温暖化と気候変動の予測及び適応に関する研究開発	船舶観測による広域サンゴモニタリングに関する研究(国土交通省・環境省)								
	海洋表層CO2分圧観測国際データベース形成と海洋CO2交換広域推定に関する研究(環境省)		国際統合データベースによる海洋表層CO2分圧と栄養塩類のマッピングに関する研究(環境省、農林水産省)				(新規) 海洋表層観測網と国際データベースの整備による生物地球化学的な気候変動等の応答検出(環境省、農林水産省)		
	海洋と大気の相互作用、熱輸送・炭素循環等の観測・調査研究等の強化(国土交通省)								
	<2(2)再掲>海洋観測を含む地球環境変動研究、国際的な地球観測計画の策定・実施や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における地球環境問題の検討(文部科学省)								
	気候変動の確率的予測技術、影響評価技術の開発、気候変動リスク評価技術の開発(文部科学省)					気候変動リスク管理に必要となる基盤的情報の創出と活用、温暖化影響評価の実現、適応策への反映			
							(新規) 都道府県等の地域レベルでのニーズを踏まえた気候変動適応策の策定・推進に資する共通基盤的技術の整備(文部科学省)		
	GRENE北極気候変動研究事業(文部科学省)								更なる取組
					北極域研究推進プロジェクト(Arctic Challenge for Sustainability)(文部科学省)				更なる取組
	南極域の観測・調査研究の推進(文部科学省)								

第2部 7(1)国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進(2/4)

(イ) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関する研究開発

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 広域科学調査により、エネルギー・鉱物資源の鉱床候補地推定の基礎となるデータ等を収集するため、海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船や無人探査機等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムの開発・整備を行うとともに、鉱床形成モデルの構築による新しい探査手法の研究開発を推進するなど、海洋資源の調査研究能力を強化する。 我が国の領海、排他的経済水域等を対象に、地質学、地球物理学的な調査研究を実施し、基礎となる海洋地質情報の整備、海洋エネルギー・鉱物資源の成因や生成条件、各種含有元素の起源等の解明を通じて、資源のポテンシャルを明らかにするよう取り組む。
--------	--

(ウ) 海洋生態系の保全及び海洋生物資源の持続的利用に関する研究開発

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進するとともに、海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。 増養殖に関する新たな生産技術等の研究開発、海洋生物を新たな有用資源として活用するための研究開発を推進し、新たな産業の創出に寄与する。 東日本大震災により激変した海洋生態系の回復状況を把握するため、大学や研究機関等によるネットワークを形成し、東北太平洋沖における海洋生態系の調査研究を行う。また、同海域の海の資源を利用して新産業を創出することを目指した技術開発を行い、被災地域の復興に寄与する。さらに、放射性物質のモニタリングや海洋生物への取り込み等を把握するため、放射性物質の海中への拡散に関する調査を長期的・継続的に行う。
--------	--

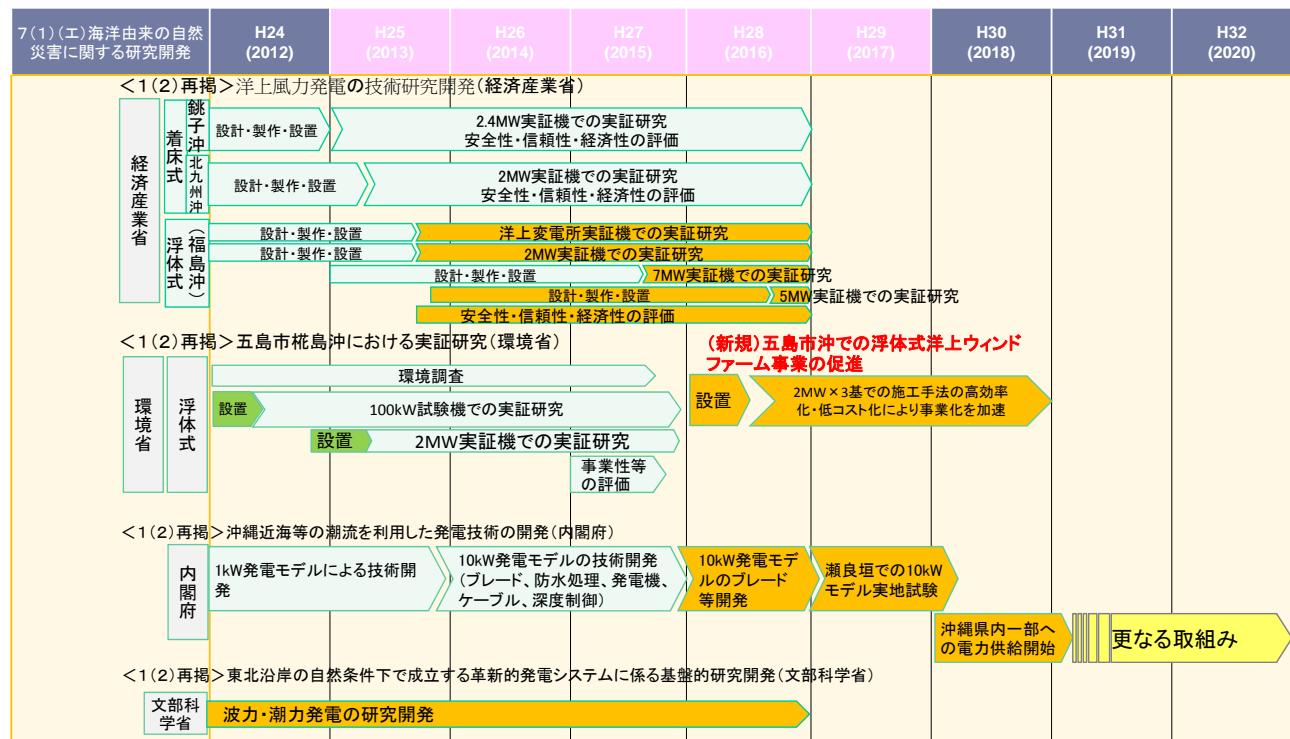


42

第2部 7(1)国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進(3/4)

(エ) 海洋再生可能エネルギーの開発に関する研究開発

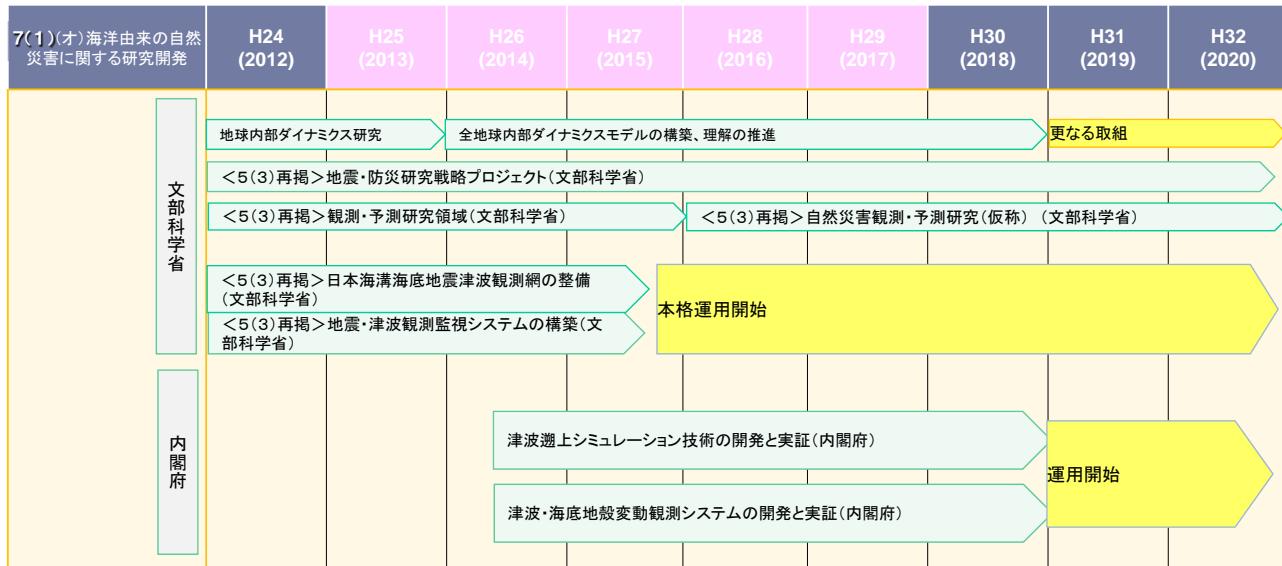
海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 洋上風力発電の実用化と導入拡大のため、技術開発及び実証を推進する。また、専用船等のインフラや、基盤情報など、洋上風力発電の普及のための基盤整備を推進する。 「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、東北沿岸において波力発電システム及び潮流発電システムの実証実験を行い、特に東北沿岸の自然条件下で成立する高効率・高信頼性・低成本の革新的な発電システムの確立の基盤となる研究開発を推進する。また、沖縄においては、その地理的特徴をいかした海洋エネルギーの発電技術の開発に取り組む。
--------	--



第2部 7(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進(4/4)

(才) 海洋由来の自然災害に関する研究開発

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海域の地震・津波を、稠密な観測点により、精度高く早期に観測し、警報の高度化や発生メカニズムの解明を行うため、地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網を、日本海溝沿い及び南海トラフ沿いに重点的に整備する。また、日本海側も含め、日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測に関する調査研究を行い、それらに基づく防災・減災対策の研究を行う。 ➢ 地球表面から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動に関する基礎的な研究を行うことにより、海洋プレートの運動によって引き起こされる地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境の変遷や海底下の構造等に関する知見を蓄積するとともに、地震・津波・火山活動等のモデル化と予測・検証を行う。
--------	---



44

第2部 7(2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。 ➢ 海洋及び地球並びにそれらに関連する分野の統合的理解、解明など、新たな知のフロンティアの開拓に向けた科学技術基盤を構築するため、観測、調査研究、解析等の研究開発を推進する。 ➢ 海底の活発な熱水活動域、生物の多様性豊かなサンゴ礁、世界有数の流れの強い海流である黒潮に囲まれるなど、海洋研究に適した位置にある沖縄において、ゲノム科学や情報科学などの最先端研究分野を取り入れつつ、国際的に卓越した海洋分野の教育研究拠点の一つのハブとなるようなネットワークを形成する。
--------	--

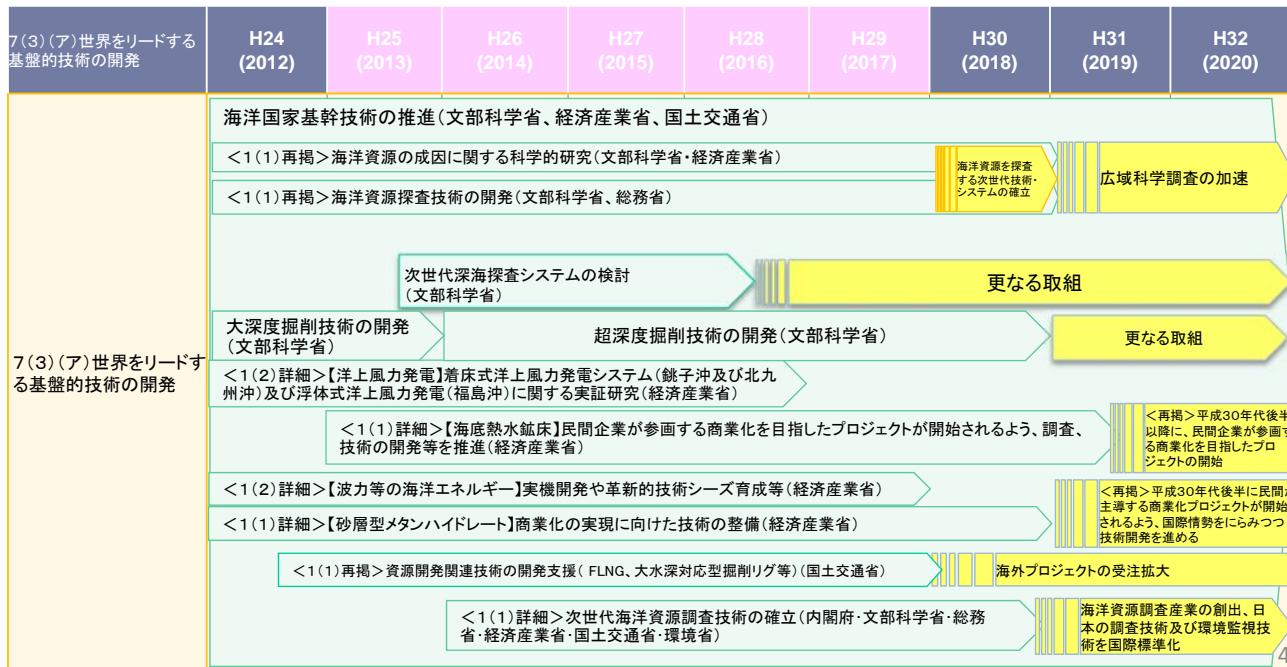


45

第2部 7(3)海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化(1/3)

(ア)世界をリードする基盤的技術の開発

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有用資源の開発や確保に向けた海洋探査及び開発技術、各種ブイや水中グライダーに搭載する生物化学センサー技術など、海上、海中、海底及び海底下の地殻内を含む多様な海洋空間の調査等に必要な機器や基盤技術の開発を推進する。 ➢ 地震や津波等の早期検知に向けた稠密観測・監視・情報伝達技術、海底ケーブルを利用した長期観測プラットフォーム技術など、プレート境界域における地震等の地殻変動の把握や、海中及び海底における深海底環境変動の継続的な観測等に必要な基盤技術の開発及び応用を推進する。 ➢ 巨大地震発生メカニズムの解明、海底下地下生命圈の探査や機能の解明、将来的なマントル掘削の実施に向け、超深部海底下地層掘削のための基盤技術の着実な開発を推進する。 ➢ 産業への応用展開や国際展開も見据え、国家存立基盤に関わる技術など、基盤的技術の開発に継続して取り組む体制の整備を図る。
--------	---



第2部 7(3)海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化(2/3)

(イ)長期的な観測の実施

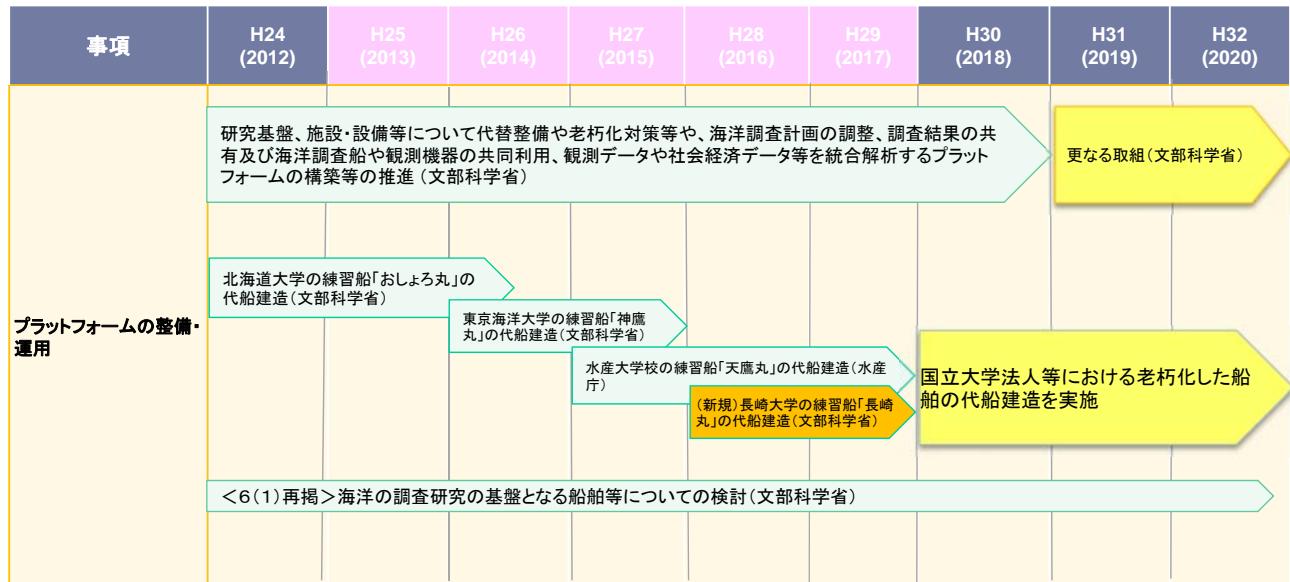
海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組みに参画し、長期的・継続的に海洋の観測、調査研究等を実施するとともに、観測データの交換及び共有に取り組む。 ➢ 観測結果に基づく成果を飛躍的に向上するため、係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合(データ同化)を推進する。
--------	--



第2部 7(3)海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化(3/3)

(ウ) プラットフォームの整備・運用

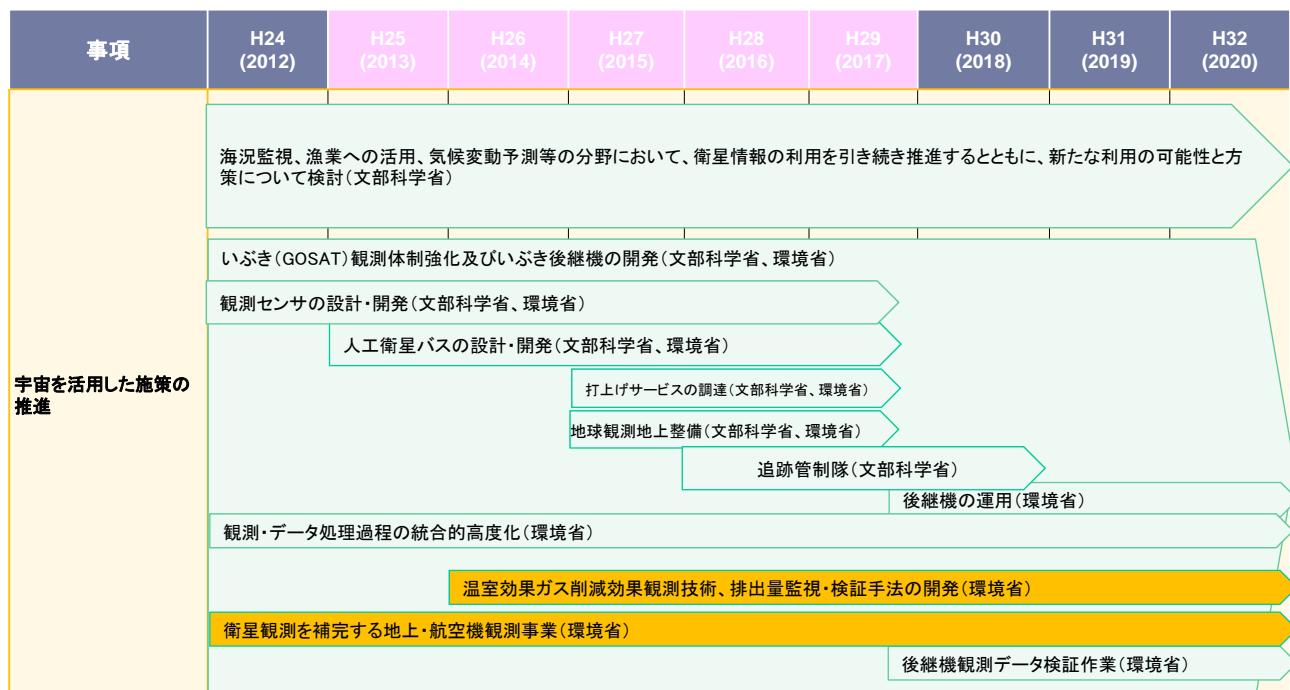
海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水温、塩分、海流、波高、海上の風や降水といった基本要素の時系列データをリアルタイムに発信する定点観測ステーションや、海洋調査船、観測ブイ等による現場観測、衛星観測等を組み合わせた統合的な観測システムの開発を推進する。 ➢ 国、独立行政法人等が有する船舶、有人・無人深海調査システム、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備や老朽化対策等を進めるとともに、新たな観測、調査研究等の推進に向け、共同利用を前提とした新たな施設・設備等の整備や革新的な解析技術等の開発に取り組む。 ➢ 研究機関、大学等が所有する船舶等の共同利用を推進するとともに、限られた研究基盤のより有効な活用方策について検討を進める。 								
--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--



48

第2部 7(4)宇宙を活用した施策の推進

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海水温、海流、海水等の海況監視、漁業者に対する漁場情報の提供、海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測や気候変動予測等の分野において、衛星情報の利用を引き続き推進する。 ➢ 関係府省等が連携・協力して、船舶自動識別装置(AIS)受信機を搭載した衛星による外洋海域を含む船舶航行状況を把握するための実証実験や、北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成に係る実証実験等を行うなど、海洋の開発及び利用、海洋の安全の確保、海洋の総合的管理等における衛星情報の新たな利用の可能性と方策について、国内外の衛星インフラの整備状況を踏まえつつ、検討を行う。 								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



49

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

50

第2部 8(1)経営基盤の強化(1/3)

(ア)海運業・造船業・インフラシステム

海洋基本計画 ➤ 各種海外プロジェクト等への参画を念頭に官民を挙げた開発体制の整備、海運・造船・水産等における戦略的な施策や我が国の海洋産業の国際競争力を強化するための施策の推進、技術開発の推進、人材育成や官民の連携強化等に取り組む。
➤ 内航海運活性化のため、老齢船の代替建造、船舶管理会社を活用したグループ化を促進する。
➤ 日本の港湾関連技術や経営ノウハウを活用し、官民連携によるインフラシステムの海外展開を推進し、高質かつ安定的な国際物流ネットワークの構築を図る。

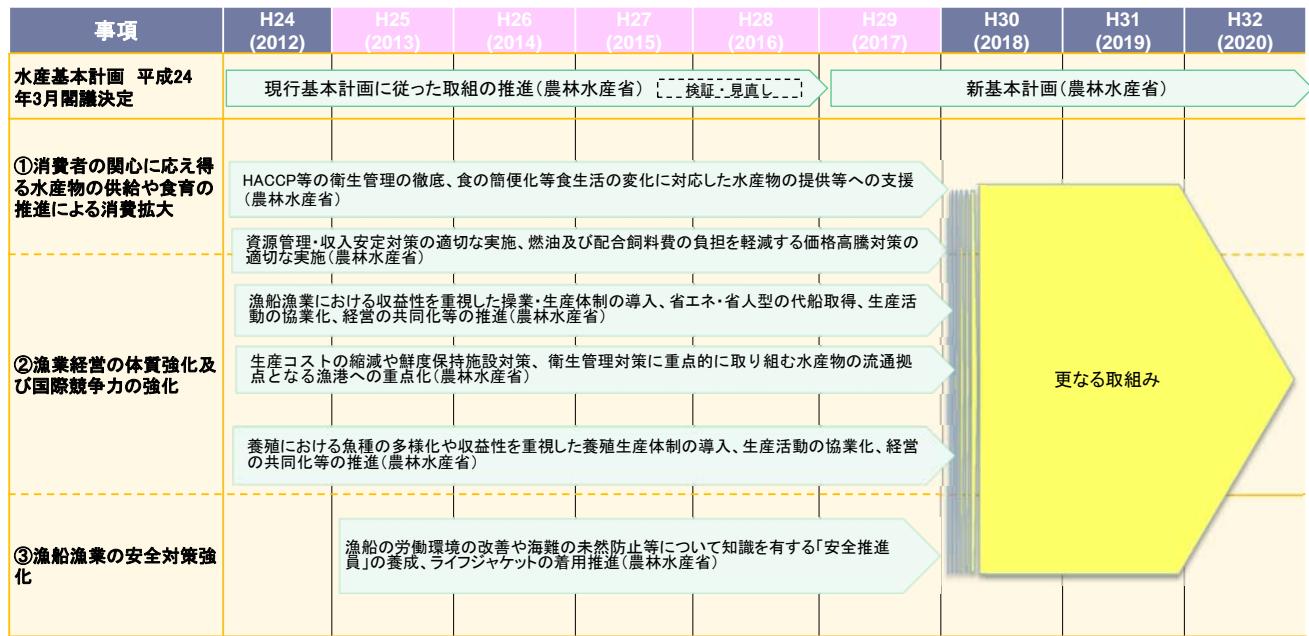
事項	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
国土交通省	IMOにおける国際海運分野の地球温暖化対策等の環境対策(NOx, SOx, 燃費規制等)に係る審議を主導 SO _x CO ₂ CO ₂ 排出規制の検討 燃費規制開始 規制強化 CO ₂ 排出規制強化に向けた対応策検討						規制強化対応準備	規制強化	
海運業・造船業・インフラシステム	温室効果ガス削減技術の開発支援・省エネルギー船舶の普及促進 CO ₂ 30% 削減船舶の実現 CO ₂ 50% 削減を目指した技術開発支援						CO ₂ 50% 削減船舶の実現・普及拡大		段階的規制強化
国土交通省	協力枠組みの構築及び新事業・新市場への展開に向けた海外プロジェクトの形成・取組 高付加価値船、海洋開発案件の受注に向けた取組 OECD造船部会における各国の政策支援措置の評価等を通じた公平な競争条件の確保に向けた取組 各企業の事業戦略に応じた事業統合等を適切に支援								

51

第2部 8(1)経営基盤の強化(2/3)

(イ)水産業

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係者の連携による水産物の消費拡大、消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換、食育の推進 ➢ 資源管理・収入安定対策の適切な実施、燃油及び配合飼料費の負担を軽減する価格高騰対策の適切な実施 ➢ 漁船漁業における収益性を重視した操業・生産体制の導入、省エネ・省人型の代船取得、生産活動の協業化、経営の共同化等の推進 ➢ 養殖における魚種の多様化や収益性を重視した養殖生産体制の導入、生産活動の協業化、経営の共同化等の推進 ➢ 生産コストの縮減や鮮度保持対策、衛生管理対策に重点的に取り組む水産物の流通拠点となる漁港への重点化 ➢ 気象・海象に応じた的確な出港判断や安全な操船・操業等に関する普及啓発活動の推進、ライフジャケットの着用を促進
--------	--



52

第2部 8(1)経営基盤の強化(3/3)

(イ)水産業

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 就業情報の提供及び現場での研修、実践的な専門教育の充実、漁村地域のリーダーの育成、普及指導員による先進的な担い手への相談・支援、女性の活動の促進等 ➢ 渔場の水質を維持・管理する手法の開発等の推進、漁村の豊かな地域資源を活用した取組みの推進、水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮の促進等 ➢ 東日本大震災の被災地を新たな食料供給地域として再生するための取組の推進、既存の漁港施設の計画的な補修・改修
--------	--

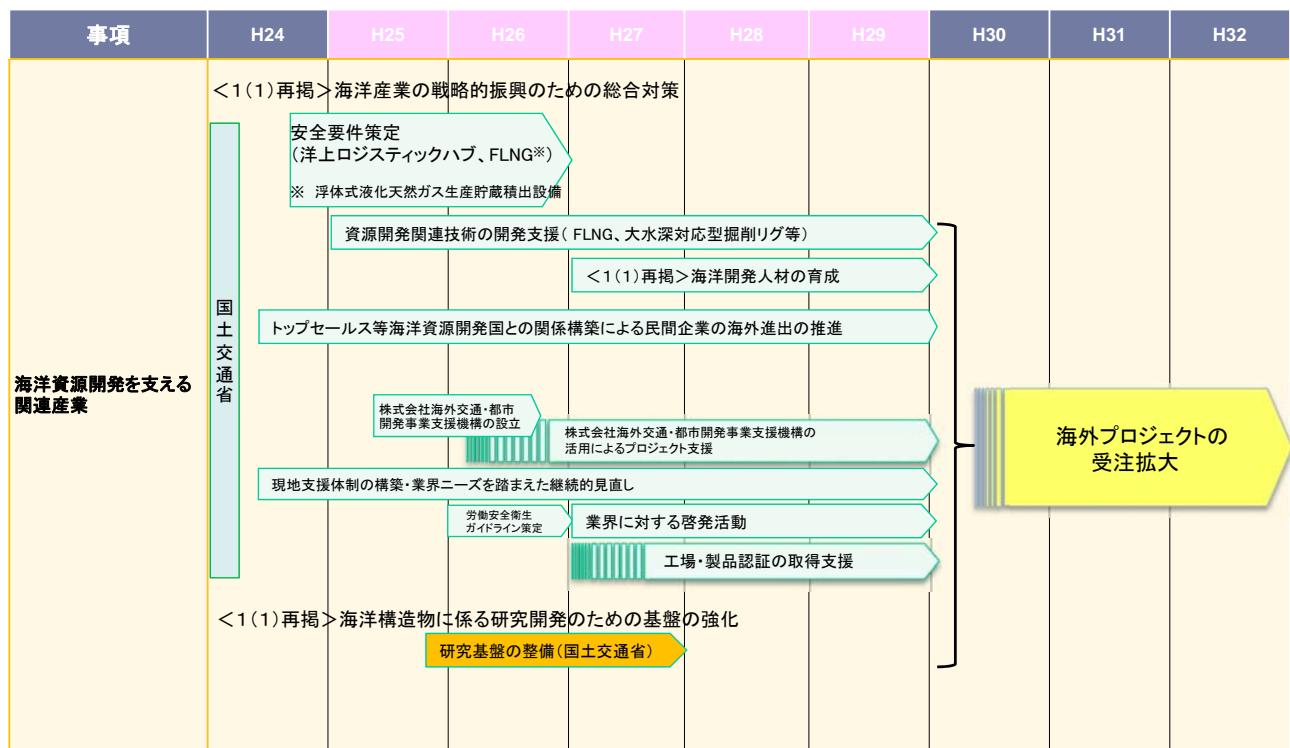


53

第2部 8(2)新たな海洋産業の創出(1/5)

(ア) 海洋資源開発を支える関連産業

海洋基本計画 沖合大水深下での石油・天然ガス等の開発プロジェクトについて、今後導入が本格化すると見込まれる浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備や、洋上の生産設備に人や物資を効率的に輸送するためには必要となる洋上ロジティックハブの実現に向け、海運業・造船業等と連携しつゝ、必要な技術開発や人材育成、安全評価要件の策定、巨大な資源開発プロジェクトへの参入を実現する仕組みの検討等を実施し、国際競争力を有する海洋資源開発関連産業の戦略的な育成を行います。



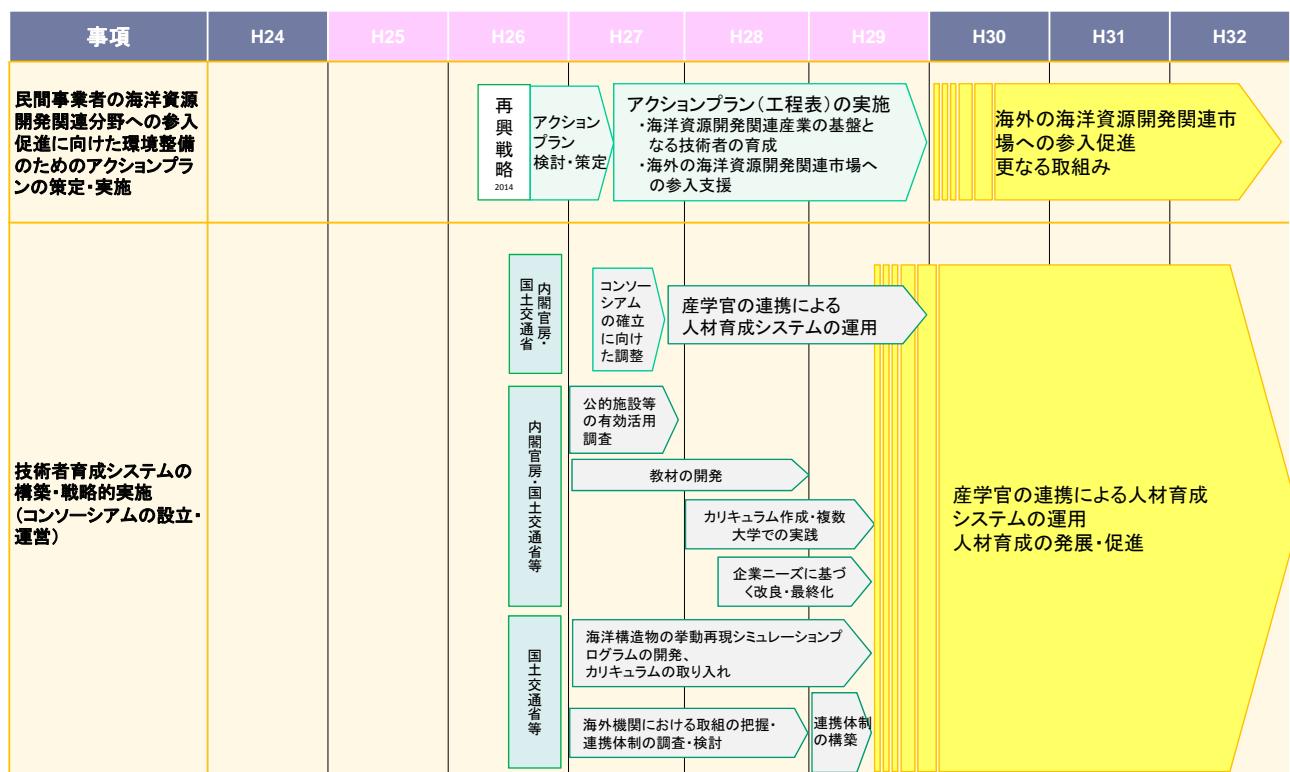
54

第2部 8(2)新たな海洋産業の創出(2/5)

(ア) 海洋資源開発を支える関連産業

海洋基本計画

- 沖合大水深下での石油・天然ガス等の開発プロジェクトについて、今後導入が本格化すると見込まれる浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備や、洋上の生産設備に人や物資を効率的に輸送するため必要となる洋上ロジスティックハブの実現に向け、海運業・造船業等と連携しつゝ、必要な技術開発や人材育成、安全評価要件の策定、巨大な資源開発プロジェクトへの参入を実現する組み合せの検討等を実施し、国際競争力を有する海洋資源開発関連産業の戦略的な育成を行。



55

第2部 8(2)新たな海洋産業の創出(3/5)

(イ) 海洋情報産業の創出

海洋基本計画 ➤ 海洋情報産業の創出を促進するため、提供内容、提供形態等の在り方について検討を行い、その結果を踏まえ利便性の向上や多様な提供形態の実現等に取り組むなど、海洋情報産業の創出に必要な環境整備を進める。

(ウ) 海洋バイオを活用した産業の創出

海洋基本計画 ➤ 海洋の未利用バイオマス資源収集を推進、それらを活用した産業・工業利用、エネルギー・環境問題の解決に向けた研究開発の実施。海底下微生物圏について、未知の生命機能探索及び有効利用を目指した研究開発。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋情報産業の創出									
	<1(2)再掲>海洋台帳の充実・強化(国土交通省)								(新規) 海洋状況表示システムの整備・運用(国土交通省)
海洋バイオを活用した産業の創出		<6(2)再掲>海洋科学技術に関する各種データやサンプル等の収集・整理等の利用者への公開・情報提供(文部科学省)						更なる取組(文部科学省)	

56

第2部 8(2)新たな海洋産業の創出(4/5)

(エ) 海洋観光の振興

海洋基本計画 ➤ 濑戸内海や離島において、魅力あふれる島々のネットワーク化等を通じて周遊・滞在型観光を促進することにより、新しい旅行需要の拡大とともに島の地域経済の活性化を図る。
➢ 賾わいや交流を創出するみなとの施設「みなどオアシス」における住民参加による地域活性化の取組を促進するとともに、災害発生時における防災拠点としての有効活用を図る。
➢ 地方公共団体や地元観光事業者等との連携による地域の特性をいかしたイベントの開催を支援するなど、海をテーマとした観光需要の喚起を図る。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋観光の振興									
	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の運営、活動支援(国土交通省)								
	みなどオアシスにおける地域活性化の取り組みの促進、情報発信(国土交通省)								
	みなどオアシスの防災拠点としての活用を図る取り組みの促進(国土交通省)								
	離島航路・航空路に係る運営費等に対して支援(国土交通省)								

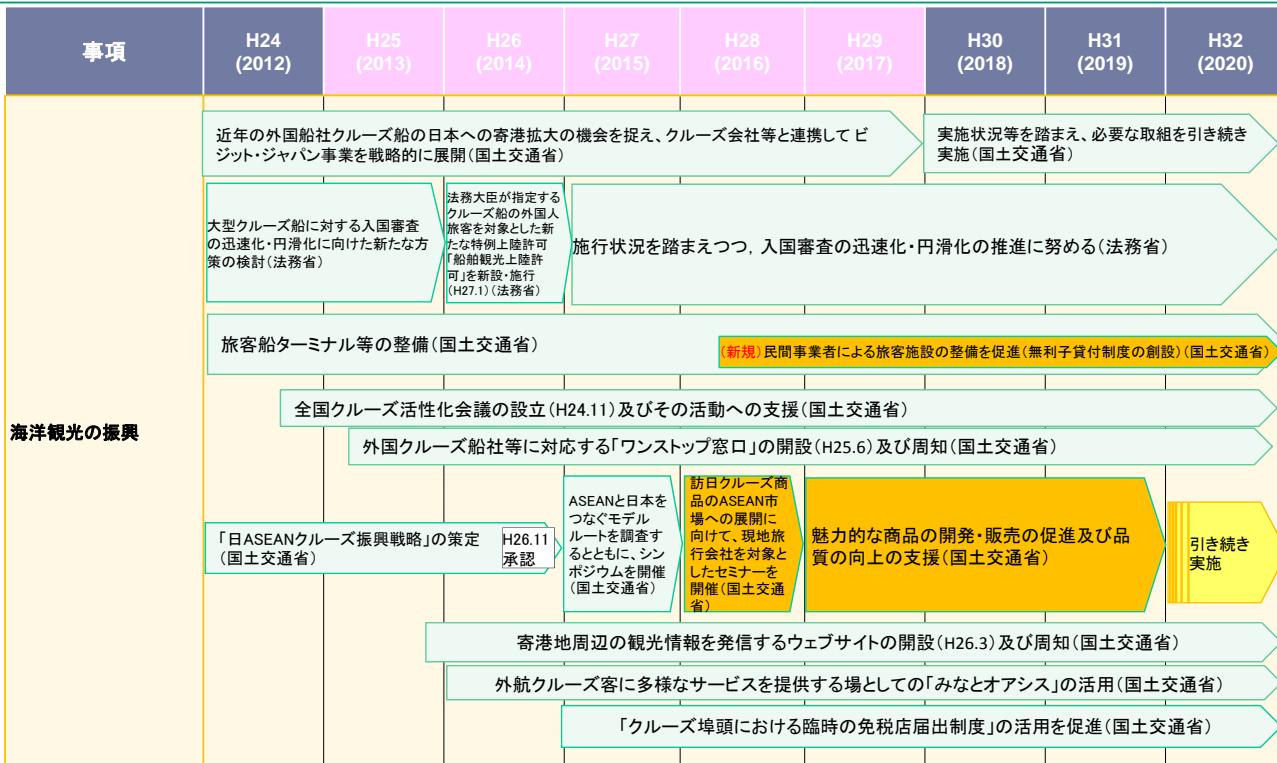
57

第2部 8(2)新たな海洋産業の創出(5/5)

(エ) 海洋観光の振興

海洋基本計画 > 外航クルーズの普及・振興を目的に、関係者と協力・連携した外国人旅行者数の拡大のため訪日プロモーションを促進し、これに伴い、訪日外国人旅行者の出入国審査について、簡略化を維持しつつも、その円滑化・迅速化の推進に努める。

> アジア諸国からの訪日旅行者の更なる増加に向け、我が国の観光の玄関口となる旅客船ターミナルや、荒天時にも大型旅客船等の安定的な入港を可能とする防波堤等を整備するなど、外航クルーズ船の日本寄港促進のための環境整備を推進し、観光立国の実現を目指す。



58

9 沿岸域の総合的管理

第2部 9(1)沿岸域の総合的管理の推進

海洋基本計画 > 沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るために、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
沿岸域の総合的管理の推進									
沿岸域の総合的管理の推進		地方自治体における海洋基本計画策定の支援(内閣官房)							
	①石垣市海洋基本計画策定								

60

第2部 9(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理(1/3)

(ア)総合的な土砂管理の取組の推進

海洋基本計画 > 陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少、自然環境への影響の軽減を図るために、砂防設備による流出土砂の調節、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元を進めるとともに、侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等に取り組む。また、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を推進するため、関係機関が連携し、土砂移動の実態把握や予測手法の向上を図るため、調査研究を進める。

(イ)栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進

海洋基本計画 > 陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等污水処理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
総合的な土砂管理の取組の推進									
総合的な土砂管理の取組の推進		侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等に取り組む(農林水産省、国土交通省)							
総合的な土砂管理の取組の推進		砂防設備による流出土砂の調節、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元を進める(国土交通省)							
栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進									
栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進		<2(2)再掲>下水道等污水処理施設の整備や合流式下水道の改善、河川における水質浄化の推進(国土交通省)							

61

第2部 9(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理(2/3)

工 漂流・漂着ごみ対策の推進

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海岸漂着物処理推進法を基に作成された地域計画に基づき実施されている海岸漂着物の回収・処理、発生抑制策等の取組に対して、支援を実施する。 ➢ 漂着ごみの実態把握及び対策の検討を進めるため、漂着ごみの全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリング、代表的な地域における主要漂着ごみの発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査、我が国から流出するごみの状況把握調査等に引き続き取り組む。また、海岸漂着物処理推進法の附帯決議に基づき、漂流・海底ごみの状況把握、原因究明、対策手法等の検討を進める。 ➢ 河川を通じて海域に流入するごみ等を削減するため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等について、関係機関が連携して、国民への実態の周知や意識の向上等の普及啓発、監視・取締り等の取組を強化する。 ➢ 日本海及び黄海における海洋環境の保全を目的としたNOWPAPへ参画するとともに、東・東南アジアの海域において海洋開発と海洋環境の保全と調和を目指すPEMSEAへの支援を実施することにより、国際的な連携・協力体制の強化を図る。 ➢ 海洋環境の保全を図るため、海面に浮遊するごみ、油の回収を実施する。 								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
漂流・漂着・海底ごみ対策									
海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策等への補助金による支援策等(環境省)									
漂着ごみに加え、漂流・海底ごみの回収事業についても補助を実施									
漂流・漂着・海底ごみのモニタリング／全国的・経年的な状況の把握／原因究明・発生抑制対策／漂着ごみ等生態系影響把握(環境省)									
<2(2)再掲>河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進(国土交通省)									
<2(2)再掲>NOWPAPを通じた日本海及び黄海の海洋環境保全の推進への貢献(国土交通省、外務省、環境省)									
<2(2)再掲>PEMSEAを通じた東アジアの持続可能な開発の推進への貢献(国土交通省)									
海面に浮遊するごみ、油の回収(国土交通省)									

62

第2部 9(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理(3/3)

(才)自然に優しく利用しやすい海岸づくり

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮した上で、海岸保全施設等の整備に取り組む。 ➢ 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進する。 								
--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
自然に優しく利用しやすい海岸づくり									
災害からの海岸の防護、景観や環境に配慮した海岸保全施設等の整備(農林水産省、国土交通省)									
海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進(国土交通省)									

63

第2部 9(3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に利用した干潟や藻場等の保全・再生・創出・覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。 ➢ 海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の研究を推進する。 ➢ 東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾においては、全国海の再生プロジェクトとして、国及び関係地方公共団体が連携して海の再生のための行動計画を策定し、多様な主体と連携・協働の下、計画的、総合的に取組を推進する。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
閉鎖性海域での沿岸域管理の推進									
	「豊かな海」の創造に向けた海域環境改善の取組（国土交通省）								
	海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の研究（国土交通省）								
<2(2)再掲>全国海の再生プロジェクトの推進（国土交通省、環境省等）									
	<2(2)再掲>海洋汚染調査の推進（国土交通省）								

第2部 9(4)沿岸域における利用調整

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。また、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスを改善するとともに、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対する周知・啓発を進める。 ➢ 小型船舶の安全・環境対策として、小型船舶の海難等による死亡・行方不明者の減少及び環境問題の解消・低減並びに健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。また、小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進する。さらに、プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
沿岸域における利用調整									
	海岸法により、国が定める「海岸保全基本方針」やこれに基づき都道府県知事が定める「海岸保全基本計画」に基づき、海岸の適正な利用を推進。（農林水産省、国土交通省）								
	係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進（国土交通省、農林水産省）								
	<5(2)再掲>関係省庁と連携した安全対策の検討及び効果的な施策の推進（国土交通省）								
小型船舶の適正な利用方法の周知・啓発（国土交通省）									
	水上オートバイ利用適正化推進に向けた調査・検討（国土交通省）								
	(新規)水上オートバイの適正な利用のための安全啓蒙等の取組を推進								
「海の駅」設置推進・利用拡大（国土交通省）									

10 離島の保全等

66

第2部 10(1)離島の保全・管理(1/2)

(ア)排他的経済水域・領海等の根拠となる離島の保全・管理

①離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進

海洋基本計画	➢ 離島における排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全のため、低潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、低潮線の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した巡視、空中写真の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調査を実施する。
	➢ 関係機関での共有を可能とする「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的に管理する。また、低潮線保全区域の重要性を周知するため、看板の設置や啓発活動を実施するとともに、海岸保全区域についても国土保全の観点から、低潮線と一体的に浸食対策や保全、維持管理を推進する。
	➢ 離島の地名等の国土情報について地方公共団体等への確認等を通じて情報を更新する。特に、領海を根拠付ける離島の保全・管理の適切な実施及び国民の理解を増進するため、付されている名称を確認し、不明確な場合には関係機関間で協議の上、名称を決定し、地図・海図等での統一した名称の活用を図る。
	➢ 海洋資源の開発・利用や海洋調査等が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、遠隔離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において輸送や補給等が可能な活動拠点を整備する。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進						「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の成立、公布(H28年4月)			
	<3(1)再掲>空中写真の周期的な撮影(国土交通省)								
	<3(1)再掲>低潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づく行為規制、巡視、衛星画像を活用した調査の実施(国土交通省)								
	沖ノ鳥島の保全・管理(国土交通省)								
	<5(3)再掲>侵食対策(農林水産省、国土交通省)								
	低潮線データベースの維持、更新、管理(国土交通省)								
	離島の地名等の国土情報を更新し、地図等での統一した名称の活用を図る(国土交通省)								
	領海外縁を根拠付ける離島の 名称付与(内閣官房・国交省)	地図、海図 への記載							
		土地所有権の確認			国庫に帰属することが新たに判明した土地について、国有財産として登録を実施 (内閣官房、関係省庁)				
	<1(1)再掲>南鳥島及び沖ノ鳥島の輸送・補給活動拠点整備、さらなる利活用(内閣官房・国土交通省等)								
	南鳥島(H28年度完成予定)						さらなる利活用に向けた取組		
	沖ノ鳥島(H29年度完成予定)								

67

第2部 10(1)離島の保全・管理(2/2)

(ア)排他的経済水域・領海等の根拠となる離島の保全・管理

②離島における安全確保や観測活動の実施

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋プレートの観測にも寄与する離島の位置情報基盤を整備 ➢ 台風、地震、津波等の自然災害による被害の防止・軽減の観点から、離島の気象・海象観測施設等の整備及び適切な維持管理を進めるとともに、地上・高層の気象観測、温室効果ガス、オゾン、日射放射等の観測を継続して実施する。 ➢ 海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている灯台等の航路標識の整備及び適切な維持管理を図る。 ➢ 我が国の安全保障及び海洋秩序維持の観点から、重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を適切に実施する。
--------	--

③離島及び周辺海域の自然環境の保全

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋によって他の地域から隔離され、独特的な生態系が形成されている離島は、人間の諸活動や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、これらの離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む。 ➢ 海岸漂着物の処理、外来生物の防除及び伝染病の防除に取り組むとともに、生態系の維持又は回復を図る。 ➢ 藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であるため、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進するとともに、漁業者や地域住民により行われる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の取組を促進し、水産動植物の生息・生育環境の改善や水産資源の回復を図る。 ➢ 優れた自然の風景地や海域景観、自然海岸等を保全するため、海岸の適正利用、自然公園制度の適切な活用、赤土や栄養塩類等の陸域からの流出の低減、市民と連携した清掃活動、不法投棄防止の普及啓発、漂流・漂着ごみや流木の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進する。
--------	--

(イ)我が国安全保障及び海洋秩序維持上重要な離島に関する取組

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 我が国の領域、排他的経済水域等の保全等が我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島(いわゆる「国境離島」)について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 ➢ 南西諸島を含む島嶼部の防衛態勢強化に係る事業を推進し、南西地域を始めとする我が国周辺における情報収集・警戒監視及び安全確保を図り、各種事態生起時の対応に万全を期す。 ➢ 離島をめぐる情勢の変化を踏まえ、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島(いわゆる「国境離島」)について、その保全、管理及び振興に関する特別の措置について検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
--------	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
離島における安全確保や観測活動の実施									
離島の位置情報基盤整備(国土交通省)									
離島の気象・海象観測施設等の整備・維持管理等(国土交通省)									
離島に設置された航路標識の適切な維持管理(国土交通省)									
我が国周辺海域における監視・警戒の実施(国土交通省)									
離島及び周辺海域の自然環境の保全									
世界自然遺産地域の順応的保全管理(環境省)									
我が国安全保障及び海洋秩序維持上重要な離島に関する取組									
国境の警戒監視体制の整備等(防衛省)									

第2部 10(2)離島の振興(1/2)

(ア)交通通信の確保

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 離島における流通の効率化に効果のある施設の整備や機材の導入を支援する。 ➢ 離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援するとともに、安全かつ安定的な輸送の確保のための離島ターミナルの整備を推進する。 ➢ 本土に比べ割高となっている離島の燃油価格の実質的な小売価格が下がるよう支援する。 ➢ 情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワーク等の通信体系を整備するため、超高速ブロードバンドを利用可能とするための施設や伝送路の整備を支援する。
--------	---

(イ)医療介護の確保及び教育文化の振興

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 離島等のへき地における医療を確保するため、地域の実情に応じたきめ細かい支援体制を整備し、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備を図る。 ➢ 離島に住む妊婦が、その島を離れて妊婦健診・分娩する際の経済的負担の軽減を図る。 ➢ 高校未設置の離島に住む高校生が、高校進学のために島外に通学又は居住する際の経済的負担の軽減を図る。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
交通通信の確保									
流通の効率化に効果のある施設の整備(改築等を含む)や機材の導入を支援(国土交通省)									
<8(2)再掲>離島航路・航空路に係る運営費等に対して支援 (国土交通省)									
離島・過疎地等の条件不利地域での超高速ブロードバンド基盤の整備を支援(総務省)									
超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、地域の実情に応じて関係団体との協議の場を設置(総務省)									
各協議会において整備方針等の決定(総務省)									
有人国境離島法に基づき、特定有人国境離島地域における地域社会の維持のための取組を推進(内閣官房、関係省庁)									

第2部 10(2)離島の振興(2/2)

(ウ)離島における産業の振興等

海洋基本計画	> 離島における地域活性化を推進し、定住を促進するため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。 > 離島の水産業・漁村が発揮する多面的機能の維持・増進を図るため、漁業再生活動への支援を通じて離島の基幹産業である漁業の再生に取り組むとともに、農林漁業者等の6次産業化を推進するため、新商品開発や販路開拓などの積極的な取組を促す環境づくり等を支援する。 > 離島の産業の振興を図るために計画を策定している市町村における製造業、旅館業、情報サービス業等の用に供する機械等の新增設を促進する。 > エネルギーの安定かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性をいかした再生可能エネルギーの利用を促進する。 > 地域の創意工夫をいかした振興を図るために、離島特区制度について総合的に検討する。離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援するとともに、安全かつ安定的な輸送の確保のための離島ターミナルの整備を推進する。
--------	--

(エ)基盤の整備

海洋基本計画	> 離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等や定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。
--------	---

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
離島における産業の振興等	交付金等によるエコツーリズムに取り組む地域への支援(環境省)								
	エコツアーのプログラム開発やガイド等の人材育成のための技術的助言(環境省)								
	国立公園・国定公園等における自然環境の保全や自然生態系の再生、利用施設の整備(環境省)								
	輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進の取組、地域の特性を活かした観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組(国土交通省)								
	離島特区の導入に向け、関係省庁及び関係都道県と連携し、総合的に検討(国土交通省、内閣府)								
基盤の整備	道路、港湾、空港、農林水産基盤等や定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進(国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)								

70

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

第2部 11(1)海洋の秩序形成・発展

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、海洋に関する種々の国際約束等の策定等に積極的に取り組む。また、排他的経済水域等に關し我が国と相手国の主張が重複する海域があることにより生じている問題について、我が国の権益を確保し、周辺海域の秩序をより安定したものとするため、国際法に基づいた解決に向けて全力を尽くす。 ➢ 国連海洋法条約その他の国際約束等を適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際約束等の策定や国際的な連携・協力に主体的に参画する。 ➢ 海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、国際法を始めとする国際ルールにのっとり、海洋に関する紛争の解決を図る。また、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視すべきという考え方を、我が国のみならず、各国も共有することを促進するとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。 								
--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋の秩序形成・発展									
	IMO等における海洋に関する国際約束等の策定、国際的な連携・協力に主体的に参画(国土交通省、外務省)								
	日中高級事務レベル海洋協議の実施(外務省)								
	日露水産物問題会議の開催及び参加(水産物の密漁・密輸出対策に関する日露協力)(外務省、財務省、農林水産省、経済産業省)								
	日露海上事故防止協定年次会合への参加(外務省、防衛省)								
	IMO理事会等への参加(外務省)								
	ロンドン議定書締約国会合への参加(外務省)								
	国連海洋法条約締約国会議への参加(外務省)								
	海洋に関する二国間協議の開催(外務省)								
	国連総会関連決議の協議への参加(外務省)								
	分担金の拠出、人的貢献等を通じた国際海洋法裁判所への貢献(外務省)								

72

第2部 11(2)海洋に関する国際的連携(1/3)

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋に関する国際的な枠組みに積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。特に、経済的側面を含む我が国との安全の確保の基盤である長大な海上航路における航行の自由及び安全を確保するため、ASEAN地域フォーラム等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化するとともに、協力の具体化を進めること。 ➢ マグロ類を始めとする国際的な水産資源の適切な保存管理を推進するため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を主導する。 ➢ 北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合や、インド、韓国、ロシア等との二国間会合を通じ、関係諸国と海洋環境に係る国際的な連携・協力体制を強化する。 ➢ 船舶の解体及び再生利用(シッピリサイクル)に係る安全確保及び環境保全について、新条約の早期発効に向けた各國による環境整備等を推進する。 								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋に関する国際的連携									
	APEC(アジア太平洋経済協力)海洋担当大臣会合及び海洋・漁業作業部会への参加(内閣官房、外務省、農林水産省)								
	<11(1)再掲>日中高級事務レベル海洋協議の実施(外務省)								
	戦略的ODAの展開(海上保安能力強化・シーレーン安全確保支援)(外務省)								
	<11(1)再掲>ロンドン議定書締約国会合への参加(外務省、環境省)								
	<11(1)再掲>国連総会関連決議の協議への参加(外務省)								
	国家管轄権外の海洋生物多様性作業部会への参加(外務省)								
	<1(3)再掲>まぐろ類等各地域漁業管理機関年次会合への参加(外務省、農林水産省)								
	アジア海上保安機関の能力向上支援(国土交通省) 海上保安政策課程(修士)の設立・運営								
	<1(3)再掲>戦略的ODAの展開(資源確保への貢献)(外務省)								
	実務者会合及び長官級会合等(国土交通省)								
	長官級会合及び連携訓練等(国土交通省)								
	NOWPAPへの参画等を通じ、大規模油汚染等の対策について近隣諸国との国際的な連携・協力体制を強化する。(国土交通省、外務省、環境省)								
	TEMM,NOWPAP等の枠組みを通じた国際的な海洋ごみ対策の推進(環境省) G7会合の成果を踏まえた海洋ごみ対策の推進(環境省)								
	<2(2)再掲>PEMSEAを通じた東アジアの持続可能な開発の推進への貢献(国土交通省)								
	<11(1)再掲>IMO理事会等への参加(外務省)								
	シッピリサイクル条約の早期発効に向けた環境整備等の推進等(国土交通省)								

73

第2部 11(2)海洋に関する国際的連携(2/3)

海洋基本計画 ➤ 米国等に漂着しており、引き続き漂着する可能性も指摘されている東日本大震災起因の洋上漂流物の漂流予測を実施し、関係国への適切な情報提供を行うとともに、当該問題に取り組む民間団体への支援を行う。平成25年度までは、漂流予測を実施し関係国へ情報発信を行い、平成26年度以降は、漂着の状況及び専門家の意見も踏まえ適切に対応していく。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
東日本大震災起因の洋上漂流物への対応	米・加への資金供与(外務省、環境省) 漂流予測の実施、関係国への情報発信(環境省)	漂流予測の実施、関係国への情報発信(環境省)							

74

第2部 11(2)海洋に関する国際的連携(3/3)

海洋基本計画 ➤ ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を国際社会と連携して引き続き推進する。
➤ PSIに基づく海上阻止訓練等へ積極的に参画する。
➤ 沿岸国の主権を尊重しつつ、締約国が海賊に関する情報を共有し、海賊対策についての協力を強化する等を内容とするReCAAPの下での活動等を支援するとともに、関係各国の参加を促進する。
➤ 北極評議会における我が国のオブザーバー資格承認の実現に向けて、政府一体となって努力する。
➤ 日本海の名称をめぐる問題に関し、日本海の名称が当該海域の国際的に確立した唯一の名称であることについて、国際社会及び国民に正しい理解を広げるべく努める。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋に関する国際的連携	国際社会と連携した海賊対策の推進(国土交通省) ASEAN地域フォーラムや拡大ASEAN国防相会議等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化するとともに、協力の具体化を進める(外務省、防衛省) <5(1)再掲>ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動を継続(防衛省) ※ <5(1)再掲>PSIに基づく海上阻止訓練等へ積極的に参画(防衛省) 北極評議会(AC)へのオブザーバー資格申請・承認 作業部会等を通じてのACへの貢献(外務省) 北極評議会閣僚・副大臣級会合への参加(外務省) 北極評議会高級実務者会合への参加(外務省) 国際水路機関(IHO)関係国際会議への参加(外務省)								

※新たな対処要項を作成し、平成27年7月24日から平成28年7月23日までの間、これまでに引き続き海賊対処行動を実施することとした。

75

第2部 11(3) 海洋に関する国際協力(1/2)

(ア) 海洋調査・海洋科学技術

- 海洋基本計画
- 地球温暖化や海洋酸性化等の地球規模の問題に対応していくため、WMO、UNESCO/IOC、国際学術連合会議(ICSU)等が実施する国際的な海洋観測計画やデータ交換の枠組み等に引き続き参画・貢献する。
 - 近年、世界的に関心が高まっている北極海や、太平洋・インド洋系の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進するため、科学技術協力協定等に基づく二国間協力を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進する。
 - 我が国の地球深部探査船「ちきゅう」と欧米の掘削船を国際的に共同利用する統合国際深海掘削計画(IODP)に、引き続き積極的に参画するとともに、日米欧だけでなくアジア・オセアニア諸国等を加えた協力体制を構築する。

(イ) 海洋環境

- 海洋基本計画
- 生物多様性を保全する観点から、サンゴ礁や広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境生物圏の調査・研究を行う。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋調査・海洋科学技術	<7(3)再掲>政府間海洋学委員会(IOC)等への参画(文部科学省)								
	<7(3)再掲>統合国際掘削計画(IODP)の推進(文部科学省)								
	<7(2)再掲>地球深部探査船「ちきゅう」による海底下掘削による地殻内生命圈等の解明に向けた研究及び技術開発(文部科学省)								更なる取組(文部科学省)
	<2(2)再掲>海洋観測を含む地球環境変動研究、国際的な地球観測計画の策定・実施や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における地球環境問題の検討(文部科学省)								
	<7(3)再掲>国際的な海洋観測計画やデータ交換の枠組み等に引き続き参画・貢献(国土交通省)								
海洋環境	国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進(国土交通省)								
	海洋環境生物圏の調査(環境省)								
	渡り鳥条約に基づく定期会合開催、共同調査の実施(環境省)								

76

第2部 11(3) 海洋に関する国際協力(2/2)

(ウ) 海洋の治安対策・航行安全確保

- 海洋基本計画
- マラッカ・シンガポール海峡協力メカニズムの下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進とともに、同海峡における航行安全・環境保全対策の充実が図られるよう、利用国、利用者等に幅広く参加を働きかける。
 - アジア人船員養成プログラム等を通じた諸外国における船員の資質向上に貢献する。また、世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献する。
 - 港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。
 - 関係国の海賊への対応能力向上に向けた支援を実施するとともに、アジア各国の海上保安機関等と密輸・密航取締り、テロ対策等について連携・協力を推進する。

(エ) 防災・海難救助支援

- 海洋基本計画
- 我が国の優れた防災技術を、アジアを始めとする災害に脆弱な国に対して周知・普及活動を行う。特に、地球温暖化等により一層深刻化する津波、高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進する。
 - 効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、各国との間で情報交換・合同訓練等により連携・協力を強化する。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋の治安対策・航行安全確保	<5(1)再掲>マラッカ・シンガポール海峡における灯浮標等の航行援助施設について調査(国土交通省)								
	<5(1)再掲>マラッカ・シンガポール海峡沿岸国の政府職員を対象にした航行援助施設の維持管理に係る人材育成(国土交通省)								
	「アジア人船員養成プログラム」等を通じた諸外国における船員の資質向上に貢献(国土交通省)								
	世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献(国土交通省)								
	港湾保安に関する能力向上支援、共同訓練等を逐次実施(国土交通省)								
防災・海難救助支援	海賊対策・密輸・密航・テロ対策等の連携・推進(国土交通省)								
	戦略的ODAの展開(防災対策・災害復旧支援)(外務省)								
	アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言等の推進(国土交通省)								
	海難救助に関する国際連携の強化(国土交通省)								

77

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

78

第2部 12(1)海洋に関する教育の推進

- 海洋基本計画
- 小・中・高等学校において、学習指導要領を踏まえ、海洋に関する教育を充実。また、海洋に関する教育が体系的に行われるよう、有効な方策を検討。
 - 海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携の促進。
 - 海洋の魅力を実感できるよう、学協会等との協力の下、アウトリーチ活動を重視した取組等の推進。

事項	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
海洋に関する教育の推進									

学習指導要領を踏まえた海洋に関する教育の充実、有効な方策の検討(文部科学省)
(新規)「ニッポン学びの海プラットフォーム」における海洋に関する教育の推進に向けた取組の実施(国土交通省)

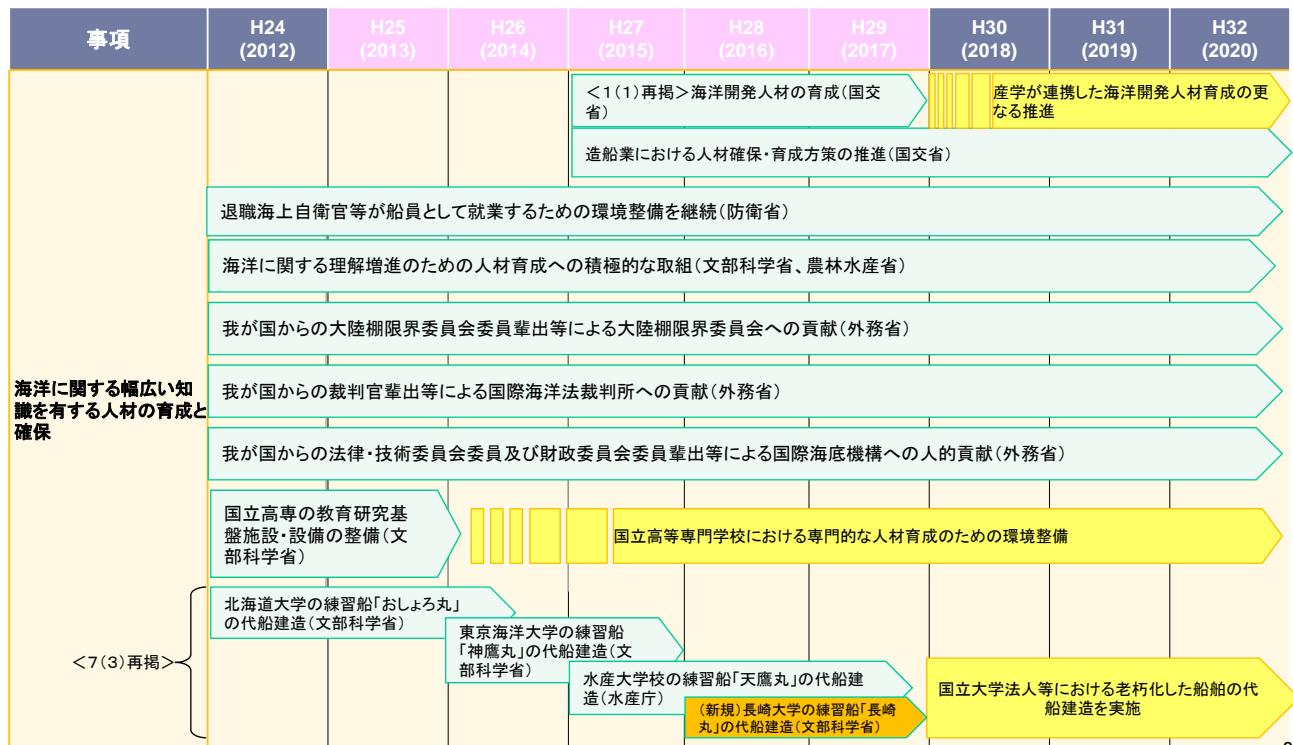
各種団体等との有機的連携の促進(文部科学省)

アウトリーチ活動を重視した取組等の推進(文部科学省)

79

第2部 12(2)海洋立国を支える人材の育成と確保

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業界や国の関係機関等における技術開発と大学等における教育・研究が連動して一体的に行われる取組を推進。 ➢ 日本人船員を計画的に確保するため、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。 ➢ 大学等における、学際的な教育及び研究が推進されるようなカリキュラムの充実化、インターンシップ実習の推進、社会人再教育等の実践的取組の推進。 ➢ IMO、UNESCO／IOC、大陸棚限界委員会、国際海洋法裁判所等の海洋分野の国際機関に、引き続き我が国からの人的貢献を行う。 ➢ 高等専門学校や海洋系・商船系・水産系の大学・大学校において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成する。 								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



80

第2部 12(3)海洋に関する国民の理解の増進

海洋基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義に鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、練習船等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活動、マリンレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。 ➢ 海洋分野における普及啓発、学術推進、研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体に対して、海洋立国推進功労者表彰を継続的に実施する。 ➢ 海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、観光資源等としての活用を考慮しつつ、遺跡の保存や活用等に関する調査研究を進める。 ➢ 海洋に関する様々な情報をメディアやインターネット等を通じて分かりやすく発信する。 								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



81